第305号議案「東京都市計画高度地区の変更に ついて(用途地域等一括変更関連)」(北区決定) に関する資料

(1)	諮問文(写)		V.	•	18	1
(2)	概要書		•	•		2
(3)	計画書	•	•	•	•	3
(4)	総括図	•	( <b>=</b> )	•	: <b>*</b>	6
(5)	計画図	•		•		7
(6)	都市計画の案の理由書	•	*	•	-	23
(7)	都市計画の案に対する意見書の要旨と見解	•	•	•	I ·	24
(8)	都市計画の素案に対する意見書の要旨と見解(参考)			•	•	25
(9)	東京都知事の協議結果通知書(写)	•	•	•	•	27



4 北 ま 都 第 2 1 8 7 号 令 和 4 年 1 2 月 6 日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都市計画高度地区の変更について (諮問)

印影は加工しています。

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問する都市計画の種類及び名称 東京都市計画高度地区の変更について
- 2 答申の期限 令和5年1月6日(金)
- 3 その他 本件は、北区決定の案件である。



# 概要書

# 東京都市計画高度地区の変更について

- 1 都市計画の種類及び名称東京都市計画高度地区 用途地域等一括変更関連
- 2 位 置 【別紙】「計画図」のとおり
- 3 変更内容 【別紙】「計画書」「総括図」「計画図」のとおり
- 4 変更理由 【別紙】「都市計画の案の理由書」のとおり
- 5 意見の要旨と見解 【別紙】「都市計画の案に対する意見書の要旨と見解」 「都市計画の素案に対する意見書の要旨と見解【参考】」のとおり
- 6 これまでの経過と今後の予定 令和3年12月 都市計画等変更素案について住民説明 令和4年 3月 第111回東京都北区都市計画審議会

令和4年 3月 第111回東京都北区都市計画審議会 東京都へ都市計画等変更原案の提出

- 10月 都市計画等変更案(北区決定分)の都知事協議
- 12月 都市計画等変更案の公告・縦覧 第114回東京都北区都市計画審議会

令和5年 4月 都市計画等変更決定、告示

# 東京都市計画高度地区の変更(北区決定)

都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の() 内変更前を示す。

種	類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
	第1種 高度 地区	約 0.0ha	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
	第2種 高度 地区	約 992. 3ha (993. 4)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路 の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向 の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、 当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの 以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートル を超える範囲にあっては、当該水平距離から8メ ートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加え たもの以下とする。	
[最高限度]	第3種 高度 地区	約 392. 1ha (392. 3)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	35m 高度 地区	約 9.8ha	建築物の高さは35メートル以下とする。	To a
	40m 高度 地区	約 7.6ha	建築物の高さは40メートル以下とする。	
	小計	約 1,401.8ha (1,403.1)		

#### 1 制限の緩和

- (1)この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次の ア及びイに定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の 前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度 (以下「斜線型高さ制限」という。)が定められている場合において は、その高さを算定するときに限る。
- ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの (以下「水面等」という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線 に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界 線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だ け外側にあるものとみなす。
- イ 敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地盤面 (隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- (2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、次のア及びイに定めるところによる。
- ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項及び第3項(同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により一又は二以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなす当該一団地については、当該一団地を当該一又は二以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなす。
- イ 一定の一団の土地の区域について、建築基準法第86条第2項及び第4 項 (同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含 む。)の規定により、当該区域内に現に存することとなる各建築物の 一の敷地とみなす当該一定の一団の土地の区域については、当該一定 の一団の土地の区域をこれら建築物の一の敷地とみなす。

#### 2 既存不適格建築物等に対する適用の除外

- (1)この規定の適用の際に、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは 模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合にお いては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。
- (2) この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの限度(以下「絶対高さ制限」という。)を定める都市計画を告示する日において、現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物のうち、その高さが絶対高さ制限を超えるものに関し、アからウまでのいずれにも該当すると区長が認めた場合は、当該建築物に係る絶対高

さ制限においてその高さを算定するときに限り、この規定は適用しない。

- ア 建替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物又は現に建築の 工事中の建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、建築基準法第 86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により変更が生じた場合は、こ の限りではない。
- イ 建替え後の建築物の高さは、現に存する建築物又は現に建築の工事 中の建築物の高さを超えないこと。
- ウ 建替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び 規模は、現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物の絶対高さ 制限を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。

#### 3 地区計画等による特例

都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項の規定による地区 計画等又は景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項に規定する景観 地区により建築物の高さの最高限度を定めた区域内の建築物について は、この規定による絶対高さ制限に関する規定は適用しない。

#### 4 許可による特例

次の(1)から(3)のいずれかに該当する建築物で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。)が許可したものについては、この規定は適用しない。この場合において、特定行政庁は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。

- (1)都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの。
- (2)建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条に定める敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。
- (3)公益上又は土地利用上やむを得ないもので、かつ、良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

	15 ¥F		建築物の高さの	備
	種 類	面積	最高限度又は最低限度	考
[最低限度]	既決定地区 小台通り地区 環七通り地区 本郷通り・区役所前 通り地区 北本通り地区 補助88号線地区 補助86号志茂地区 補助86号線赤羽西地区 補助83号線北地区 補助81号線沿道地区 補助73号線沿道地区 補助85号線沿道地区	約 116.8ha	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最低限度は7メートルとする。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 (1)都市計画施設の区域内の建築物 (2)高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該が建築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの (4)附属建築物で平屋建のもの(建築物に附属する門又はへいを含む。) (5)地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの(6)その他の建築物で特定行政庁(当	
	小計	約 116.8ha	該建築物に関する建築基準法上の 事務について権限を有する特定行 政庁をいう。) が公益上又は土地 利用上やむを得ないと認めて許可 したもの	
	84 1990	約		
	合 計	1,462.0ha		
		(1, 463. 3)		

「種類、位置および区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由

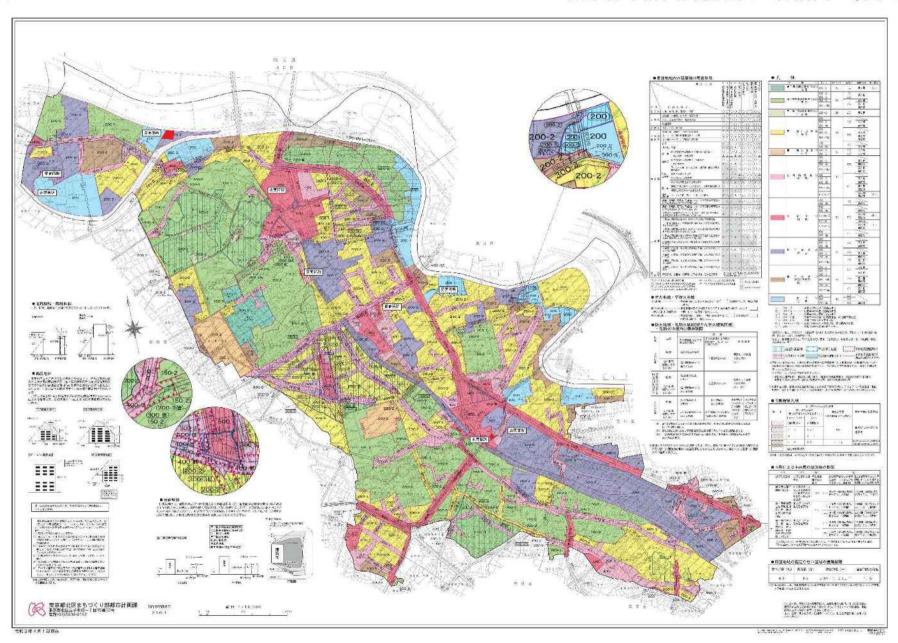
用途地域の変更に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

# 変更概要

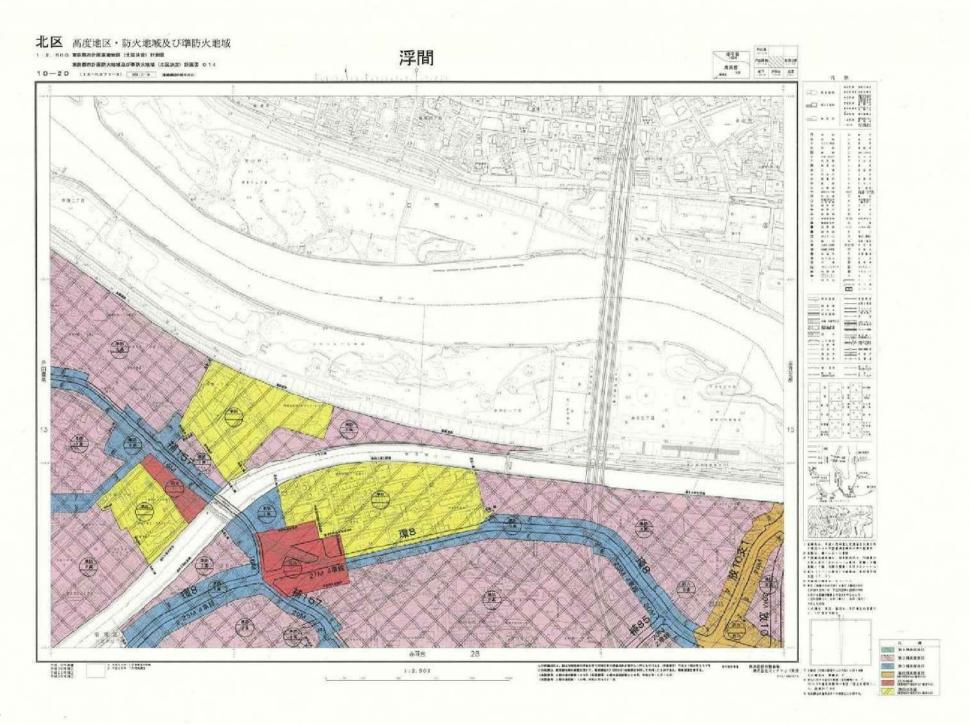
変更前・変更後欄上段:最高限度高度地区

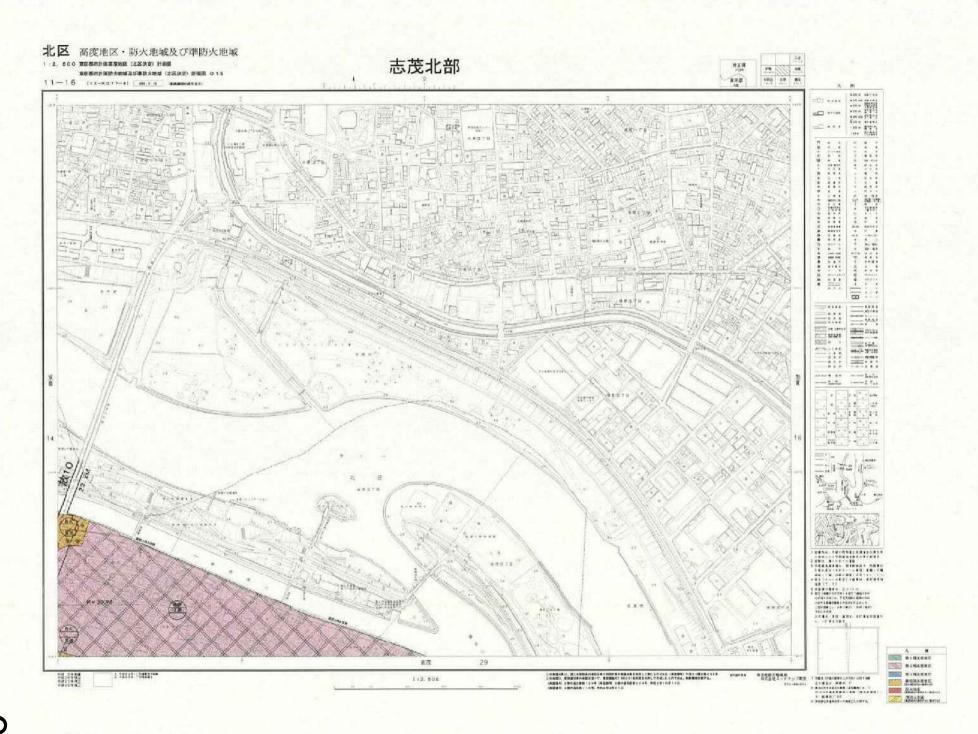
下段:最低限度高度地区

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
浮間四丁目地内	指定無し	第2種高度地区	約 ha	計画図
(大) [10 ] 日 20 K.)	指定無し	指定無し	0.1	可凹凶
赤羽一丁目、赤羽三丁目、赤羽一丁目、赤羽	第2種高度地区	指定無し	. 約 ha	1
西二丁目、神谷一丁目 及び王子五丁目各地 内	指定無し	指定無し	1.2	計画図
堀船一丁目及び東	第2種高度地区	第3種高度地区	約 ha	計画図
十条三丁目各地内	指定無し	指定無し	0.0	可图图
·····································	第3種高度地区	指定無し	約 ha	計画図
堀船一丁目地内	指定無し	指定無し	0.2	計画区

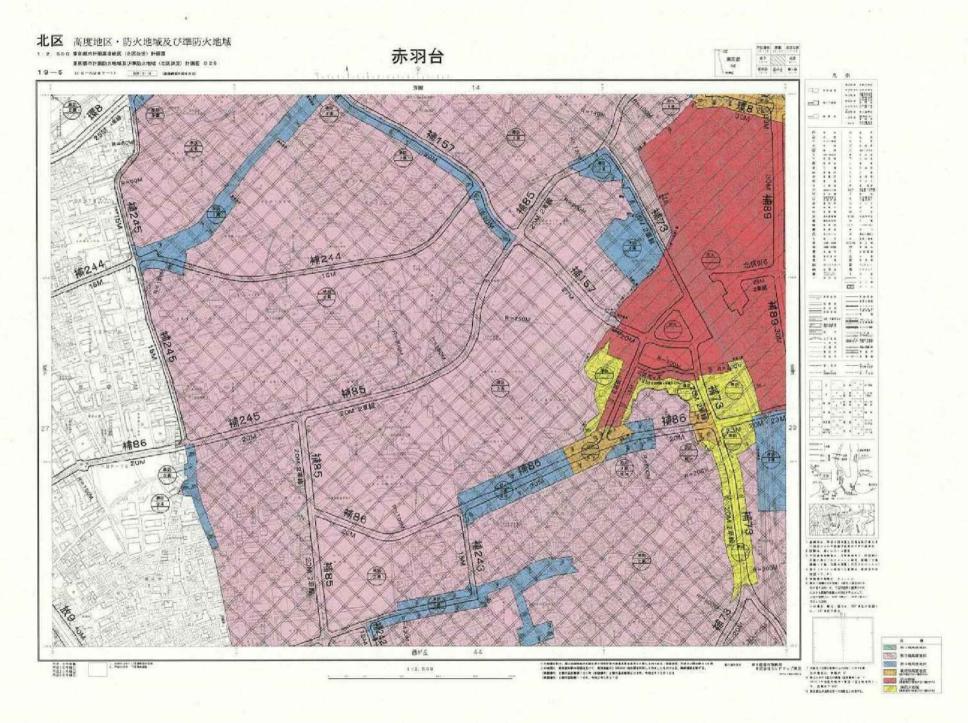


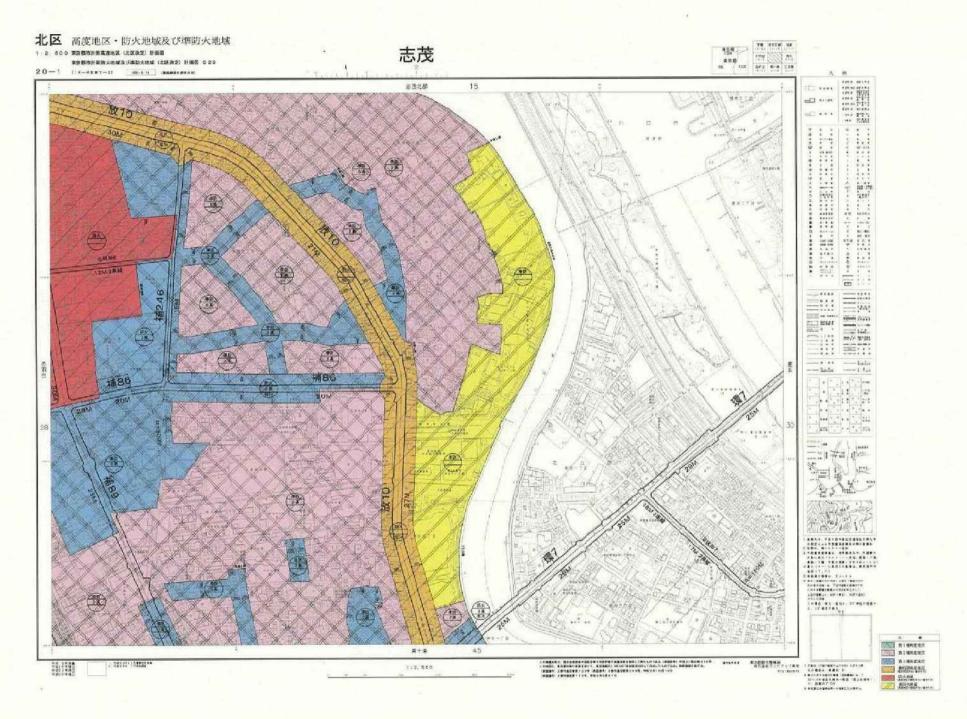
北区 高度地区・防火地域及び準防火地域 MANUAL MA 1. 2. 5.2.0 宝双都市村田菜进论区(论题协定) 新田田 戸田橋南 #88 44 65 T CAS 東京都市計画研究地域及U導防火地域(北区旅馆)計画医 0.13 10-19 (IX-K071-4) [W-11] (MARKANA) 严重概 5 0 1950 0 142 152 補204 補157 8 200 - 131 White Price 故9 Anny Abrett A. S 表下 27 112 880

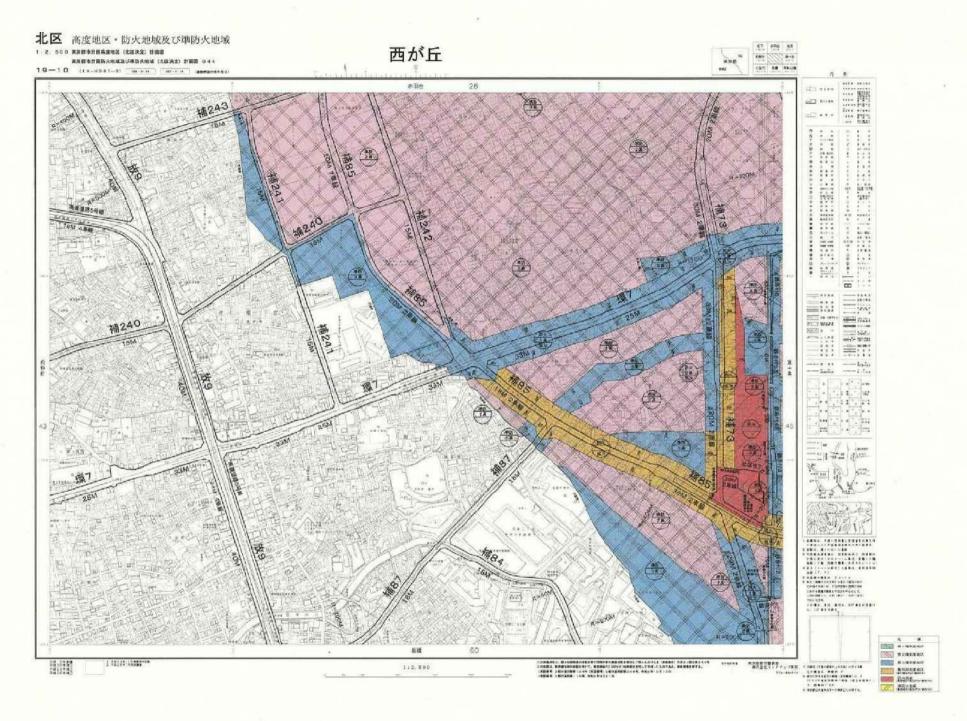


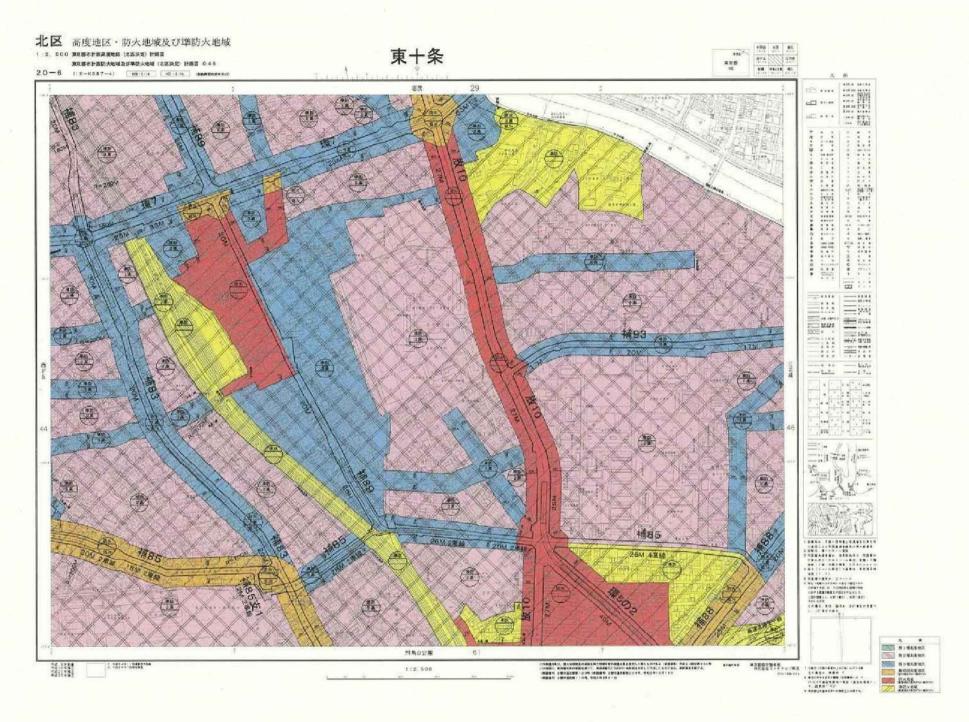


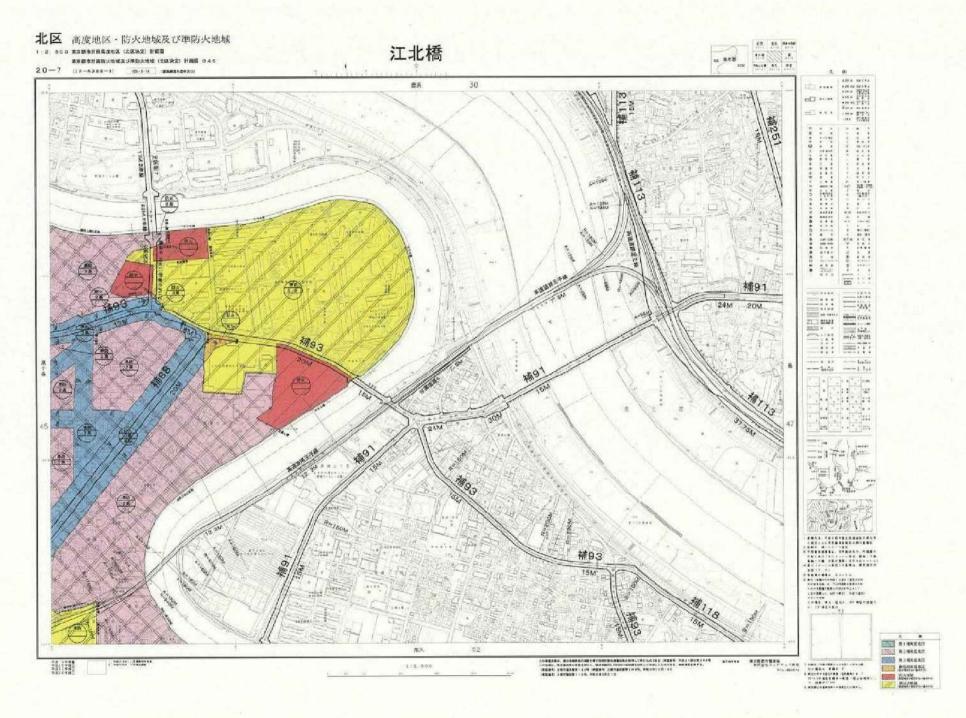


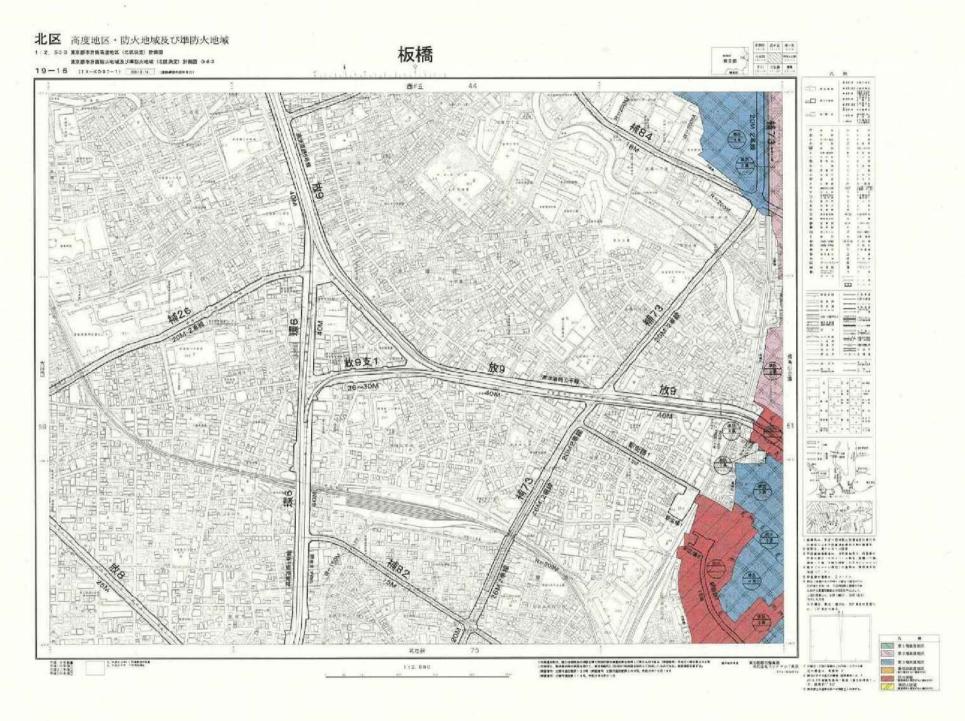


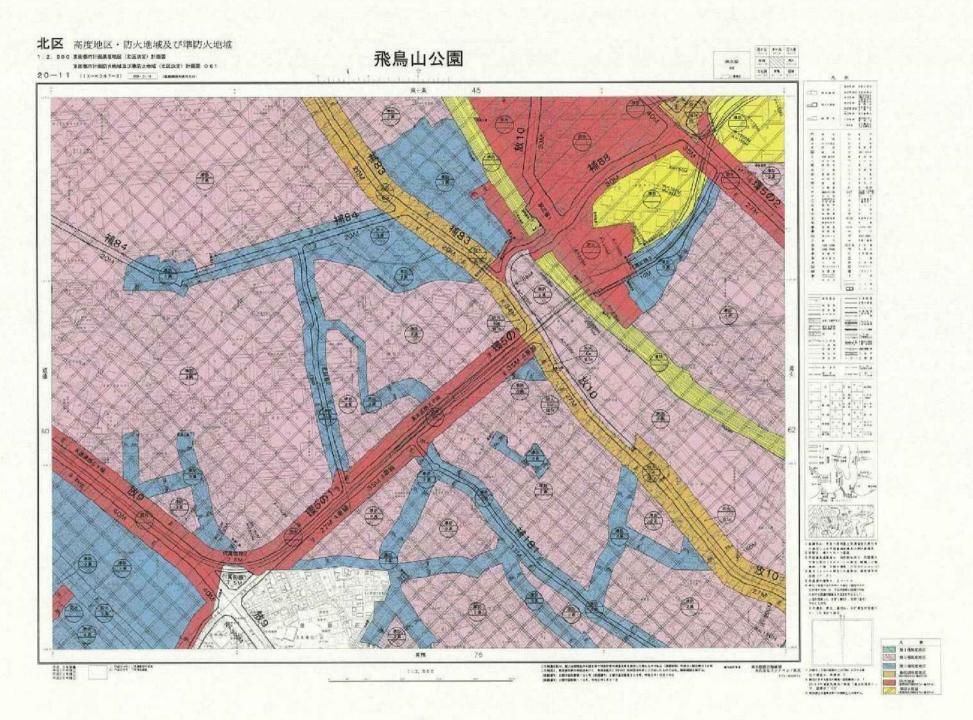


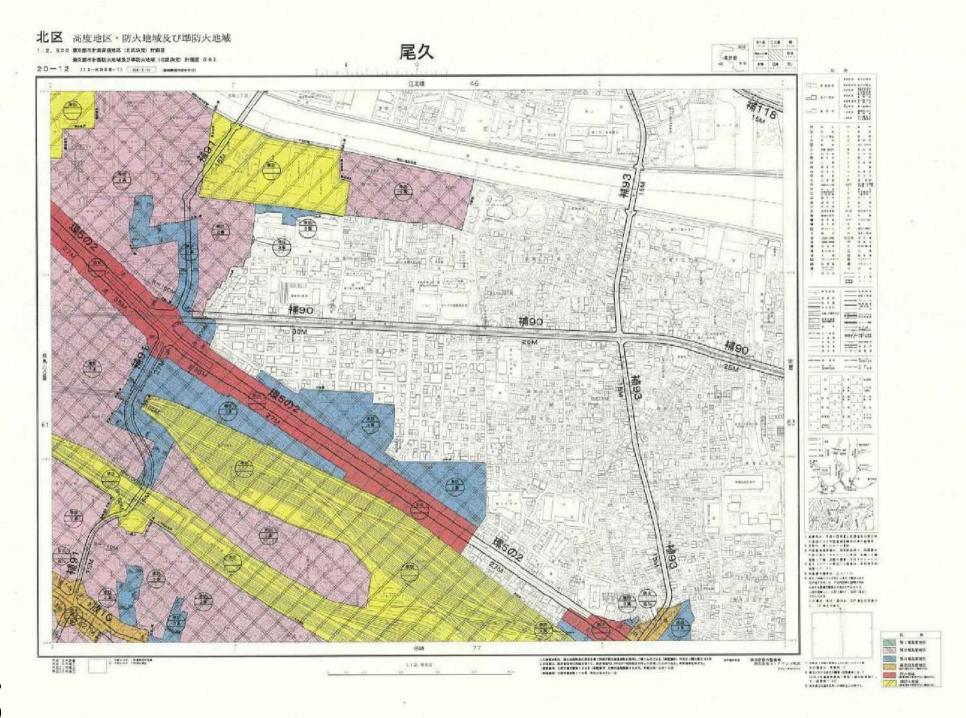




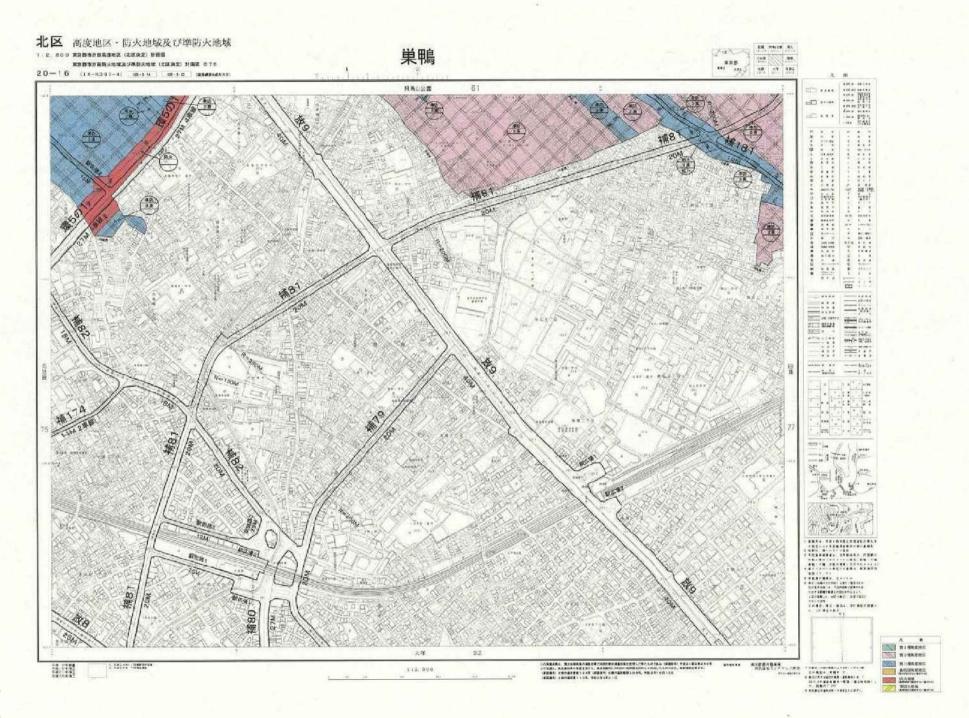


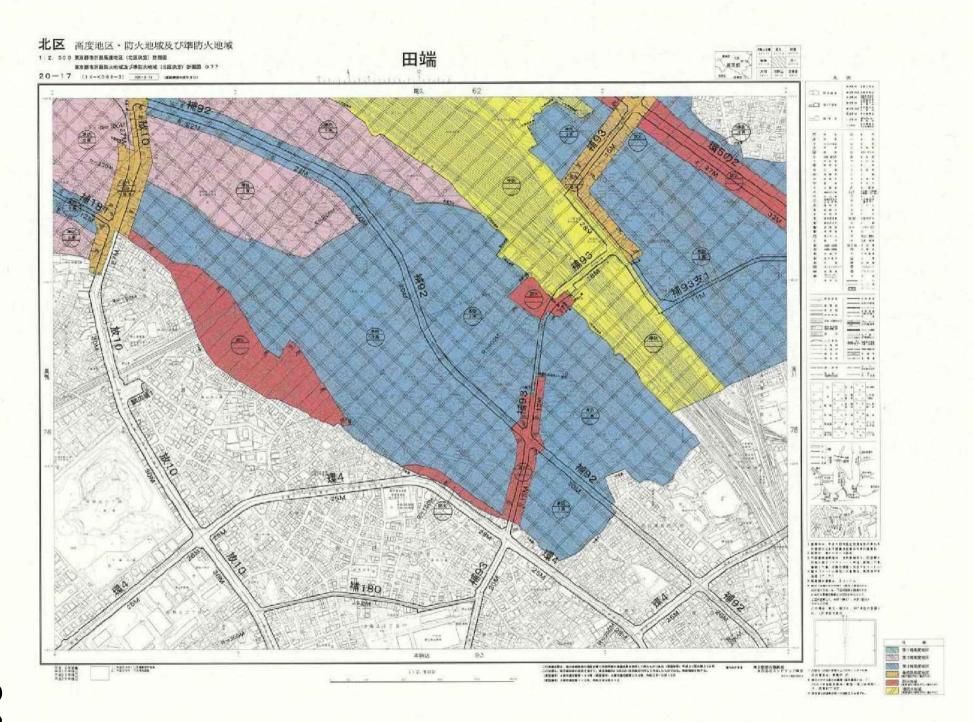


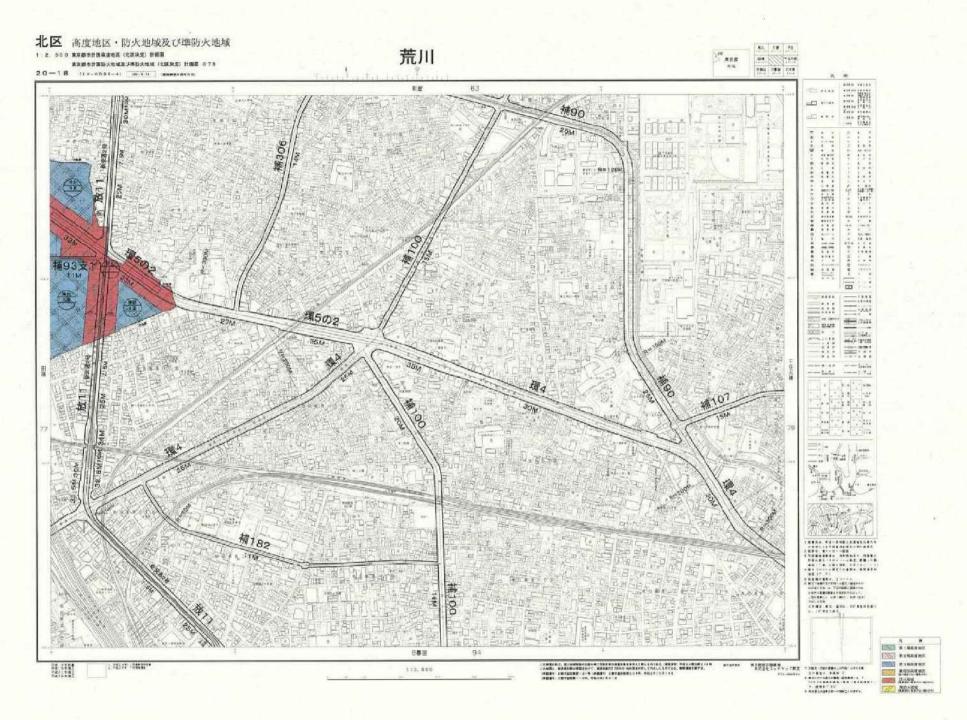












# 都市計画の案の理由書

# 1 種類・名称

東京都市計画高度地区(北区分)

### 2 理由

昭和 48 年の都市計画法の施行以降、東京都全域を対象とした用途 地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和 56 年、平成元 年、平成 8 年、平成 16 年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約 18 年が経過している中で、道路の整備による 地形地物の変更(変化)などが多く発生したことにより、用途地域等 の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに 伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、東京都市計画用途地域の変更に伴い、市 街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、面積約 1.5 ヘクター ルの区域について、高度地区を変更するものである。

# 都市計画の案に対する意見書の要旨と見解

東京都市計画高度地区の変更に係る都市計画の案を、都市計画法第21条第2項において準用する法17条第1項の規定に基づき、令和4年1 2月1日~12月15日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、同期間に意見書の提出がありませんでした。

## 都市計画の種類及び名称

東京都市計画高度地区 用途地域等一括変更関連

	意見書	の要旨	北区の見解
I	賛成意見に関するもの	(なし)	なし
П	反対意見に関するもの	(なし)	なし
Ш	その他の意見	(なし)	なし

# 都市計画の素案に対する意見書の要旨と見解

下記に係る都市計画の素案を、令和3年12月1日から12月28日までの4週間、住民向け説明資料の配付及びホームページ等での公開を行ったところ、同期間中に3通(3名)の意見書の提出があった。その意見書の要旨及び北区の見解は次のとおりである。

# 用途地域の一括変更 (素案)

意見書の要旨	北区の見解
I 賛成意見に関するもの (なし)	
Ⅱ 反対意見に関するもの 1通(1名)	
1 (No.9-1、9-2:東十条三丁目 10) 説明を頂きましたが専門的でわかりません。従来のままの指定でお願い致します。	No.9-1、9-2 は集合住宅の敷地内にある通路の中心を用途地域の境界としていましたが、地図上の通路境界が現地では不明確であるため、 隣地との敷地境界線を用途地域の境界とするものです。 集合住宅の敷地内にあった準工業地域を敷地のほとんどを占める住居地域及び近隣商業地域へ変更するものであり、現在の土地利用や周辺市街地の環境に影響を及ぼすものではありません。

# 意見書の要旨

# Ⅲ その他の意見 2通(2名)

1 (No.10: 豊島四丁目 18)

「王子5丁目21、26、志茂3丁目43および志茂4丁目48(他8箇所)」の地点についても「No.10:豊島四丁目18」の規模と同等もしくはそれを超える開発行為が行われており、工業地域として存続は不適正、また、「No.10:豊島四丁目18」の変更との整合性が取れないことから、第二種住居地域または第一種住居地域への変更が適切であると考える。

2 豊島5・6丁目地域は、近年、工場が移転し、その跡地は閑静で親水性のある住宅街へと進展している。しかし、行政においては未だに「工業地域」とそれらに準ずる「準工業地域」に用途を定めており、現状とは程遠い環境となっている。本地区は河川を活かしたスーパー堤防の整備などにより親水性のある良好な快適環境を形成していかなければならない地域にあります。また、「北区基本構想」や「北区都市計画マスタープラン」を達成し、本地域に居住する住民の快適な環境と生命、財産等を守るため「第一種住居地域」への是正を強く訴えます。

# 北区の見解

平成16年の用途地域等の見直し後に工場等が都市計画を伴わずに 土地利用転換した地区では、近隣に存続している工場等の操業環境の保 全及び用途地域等の変更を行った場合における既存建築物の法適合性 などを検討し、今回の変更対象となりませんでした。

No.10 は、工場跡地を都市計画に位置付ける「再開発等促進区を定める地区計画」制度を適用し、公共施設の整備とともに計画的に土地利用転換を行った地区です。今回、計画の完了に伴い制度適用時に想定していた用途地域に変更するものです。

豊島五・六丁目の一部区域では平成17年に工場等の土地利用転換の計画に伴い「再開発等促進区を定める地区計画」が都市計画決定され、公共施設の整備が完了し、建築物の建築が進行中です。

その他の区域については、存続している工場等の操業環境等の保全 及び用途地域等の変更を行った場合における既存建築物の法適合性な どを検討し、今回の変更対象となりませんでした。



4 都市政土第 864 号

# 協議結果通知書

北区長

花川 與惣太 様

令和4年10月11日付4北ま都第1904号で協議のあった東京都市計画高度地区の変更に係る都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議については、都として意見はありません。

令和 4 年 10 月 21 日

東京都知事 小池 百合子 (公印省略)



# 第306号議案「東京都市計画防火地域及び準防 火地域の変更について(用途地域等一括変更関 連)」(北区決定)に関する資料

(1)	諮問文(写)	•	•	•		1
(2)	概要書					2
(3)	計画書	•	•	٠		3
(4)	総括図	•	•	•	( =	4
(5)	計画図				1 =	5
(6)	都市計画の案の理由書	•	•	•	14	21
(7)	都市計画の案に対する意見書の要旨と見解	•	•	٠	•	22
(8)	都市計画の素案に対する意見書の要旨と見解(参考)	•	•	•	-	23
(9)	東京都知事の協議結果通知書(写)			•		25



4 北 ま 都 第 2 1 8 8 号 令 和 4 年 1 2 月 6 日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(諮問即影は加工しています。

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問する都市計画の種類及び名称 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について
- 2 答申の期限 令和5年1月6日(金)
- 3 その他 本件は、北区決定の案件である。



# 概要書

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

- 1 都市計画の種類及び名称東京都市計画防火地域及び準防火地域 用途地域等一括変更関連
- 2 位 置 【別紙】「計画図」のとおり
- 3 変更内容 【別紙】「計画書」「総括図」「計画図」のとおり
- 4 変更理由 【別紙】「都市計画の案の理由書」のとおり
- 5 意見の要旨と見解 【別紙】「都市計画の案に対する意見書の要旨と見解」 「都市計画の素案に対する意見書の要旨と見解【参考】」のとおり
- 6 これまでの経過と今後の予定

令和3年12月 都市計画等変更素案について住民説明

令和4年 3月 第111回東京都北区都市計画審議会 東京都へ都市計画等変更原案の提出

10月 都市計画等変更案(北区決定分)の都知事協議

12月 都市計画等変更素の公告・縦覧 第114回東京都北区都市計画審議会

令和5年 4月 都市計画等変更決定、告示

# 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更(北区決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

		/ 下310次人門法(1)
<b>爺</b>	面 積	備考
防火地域	約 316. 1ha (315. 6)	Ε-
準防火地域	約1,519.9ha (1,520.4)	=
合計	新1,836.0ha (1,836.0)	

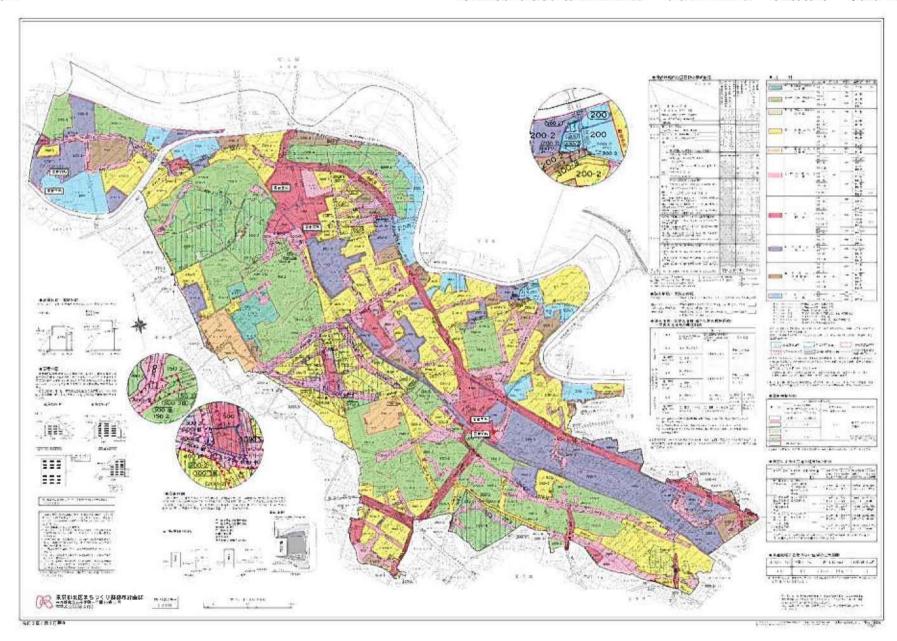
「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

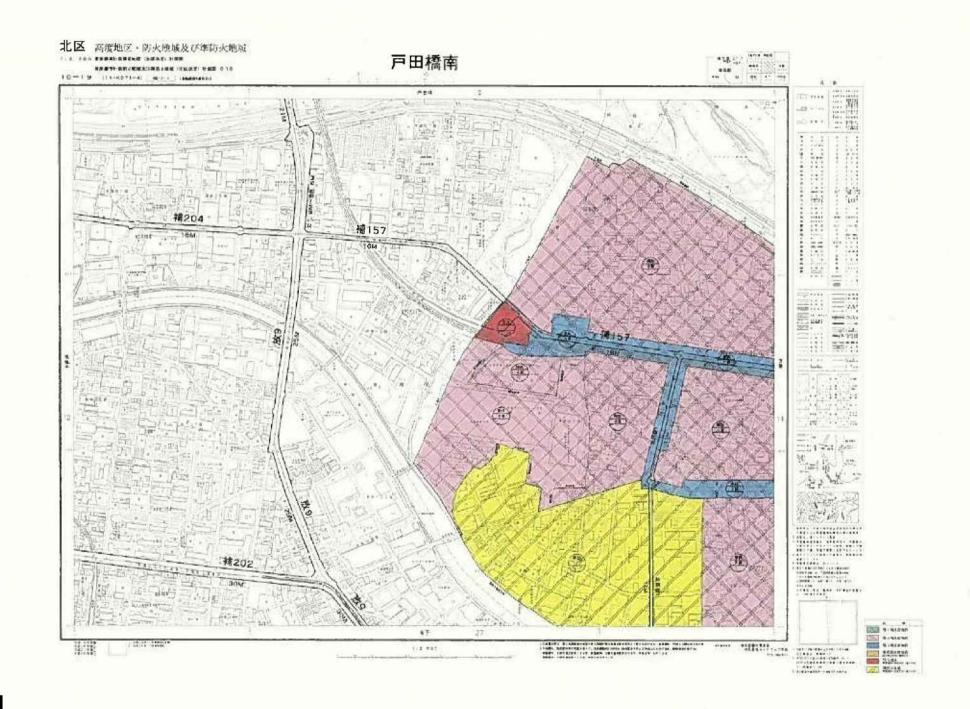
# 理由

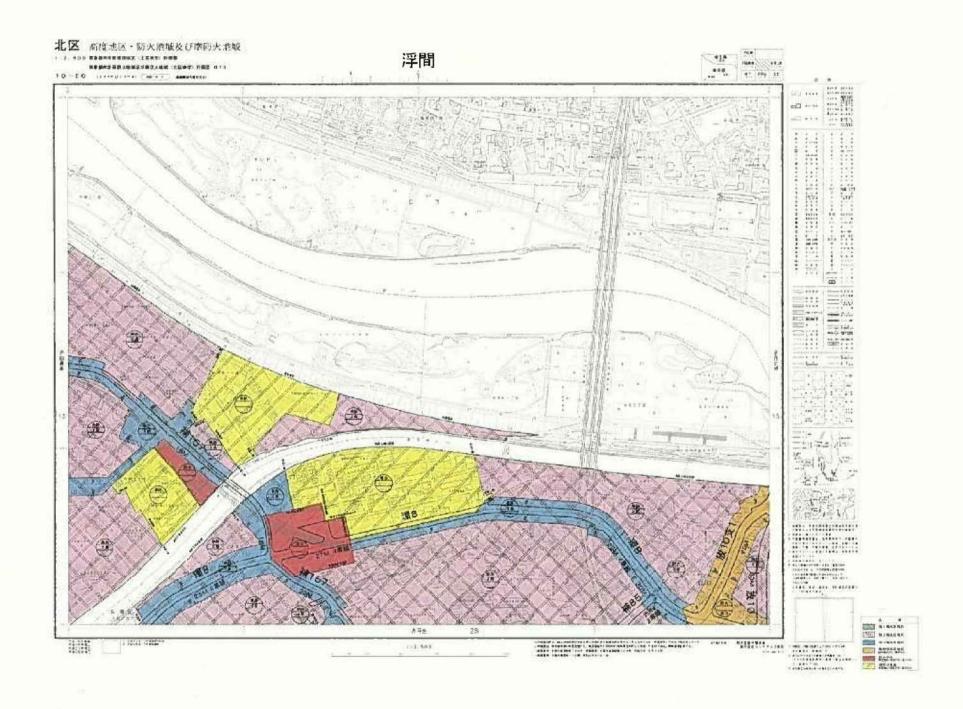
用途地域の変更に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及 び準防火地域を変更する。

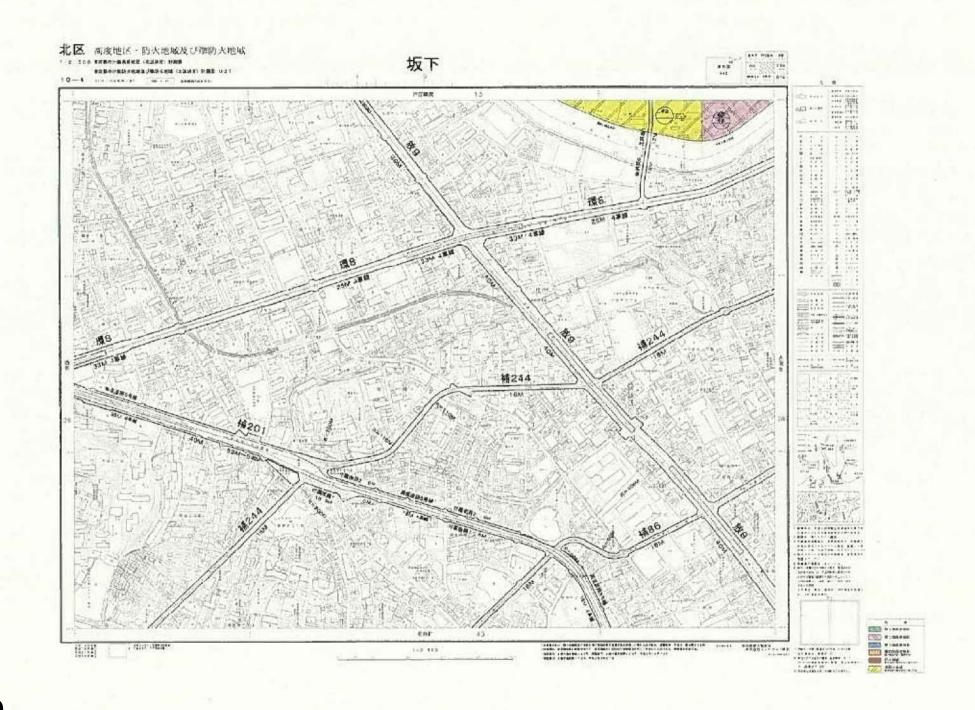
## 変更概要

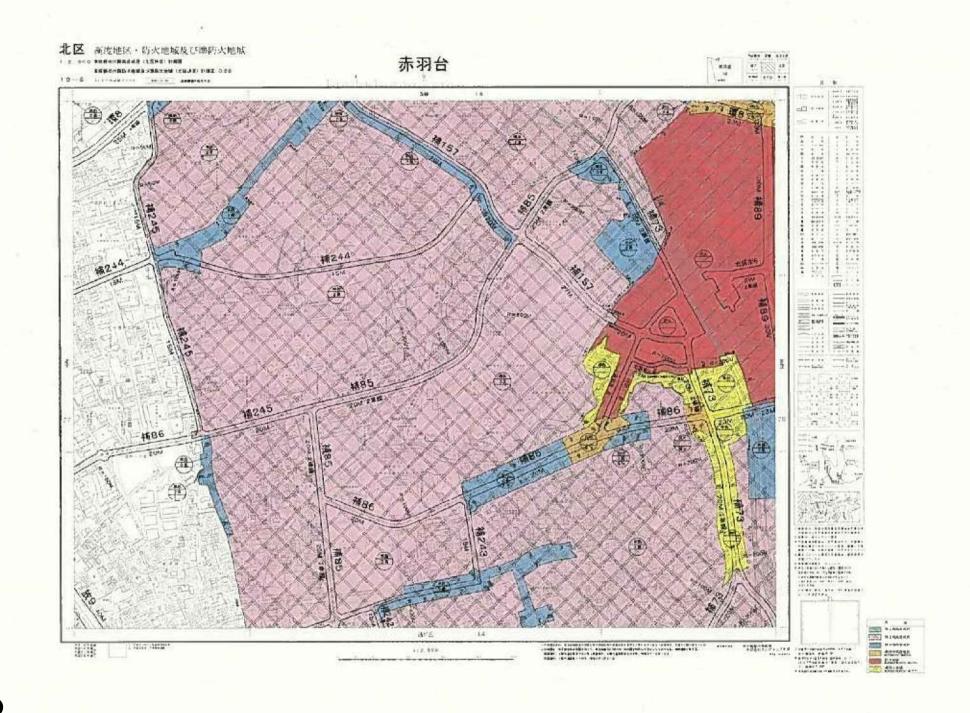
変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
浮間四丁目、赤羽 羽一丁目、赤羽 三丁目、王子一 丁目及び堀船一 丁目各地内	準防火地域	防火地域	約 0.5ha	-

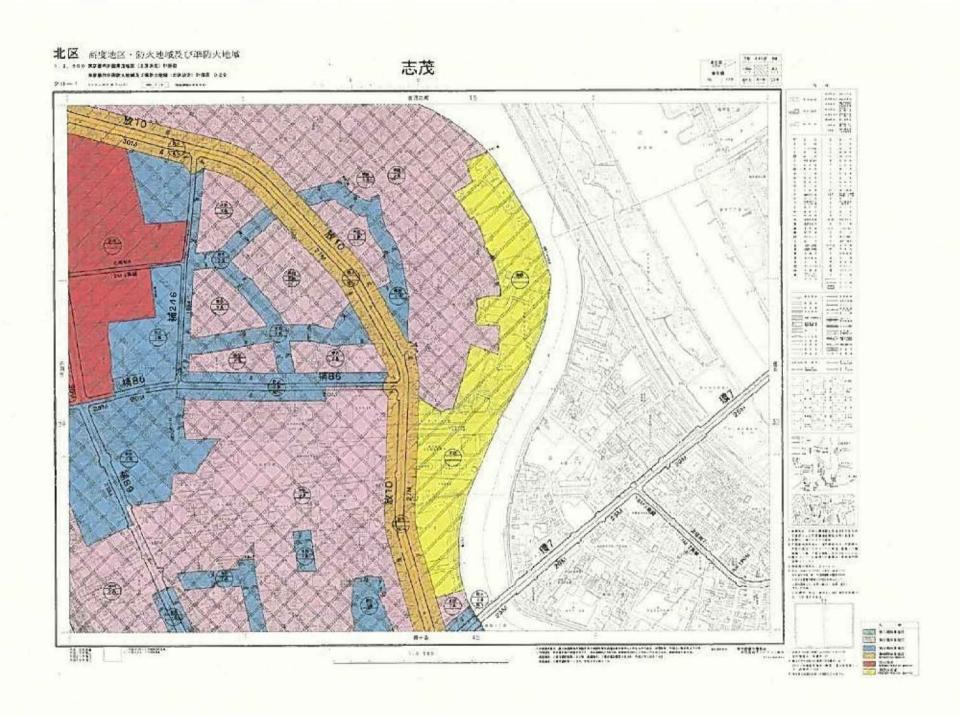


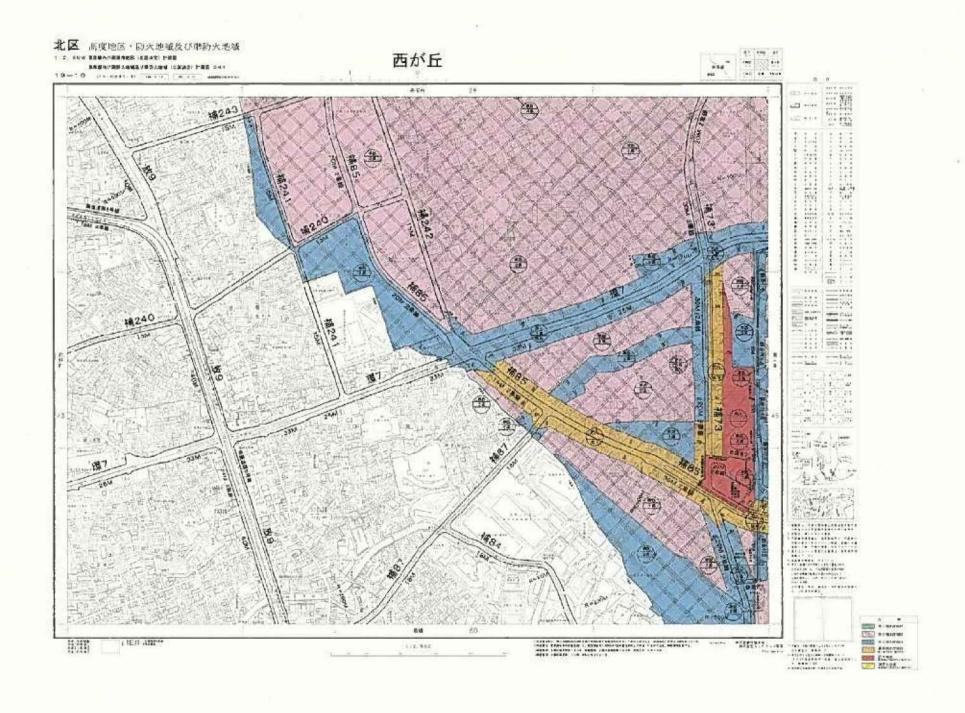


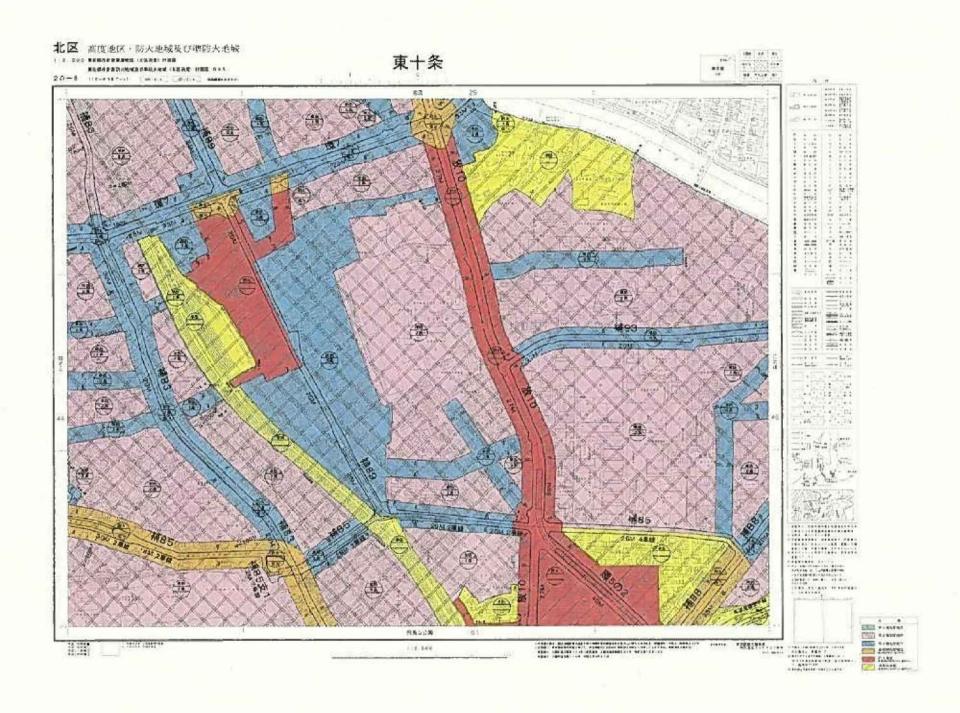


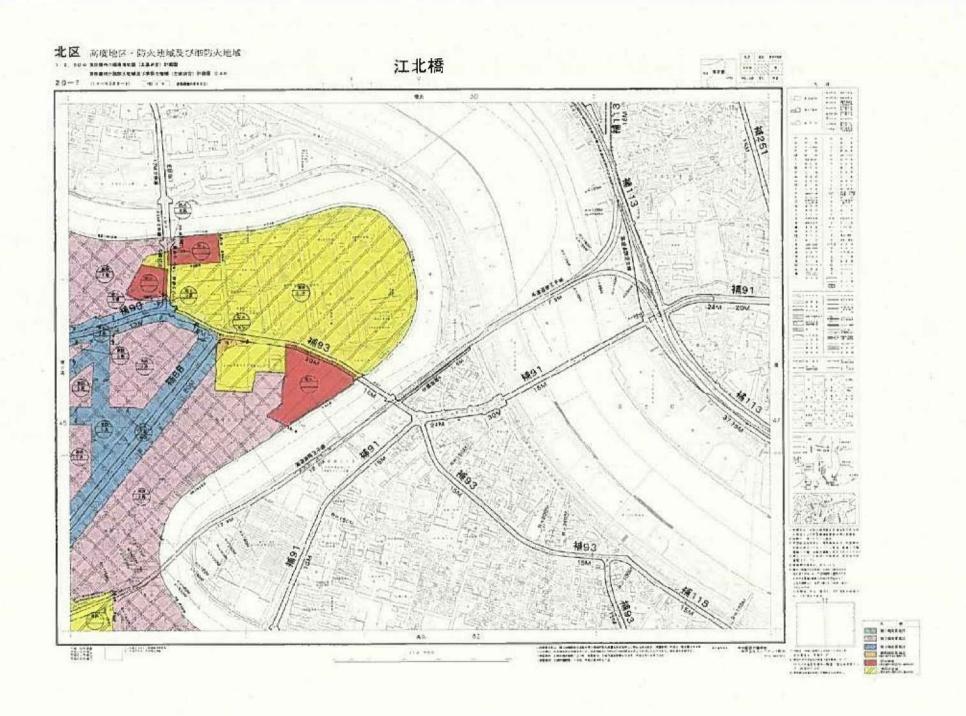


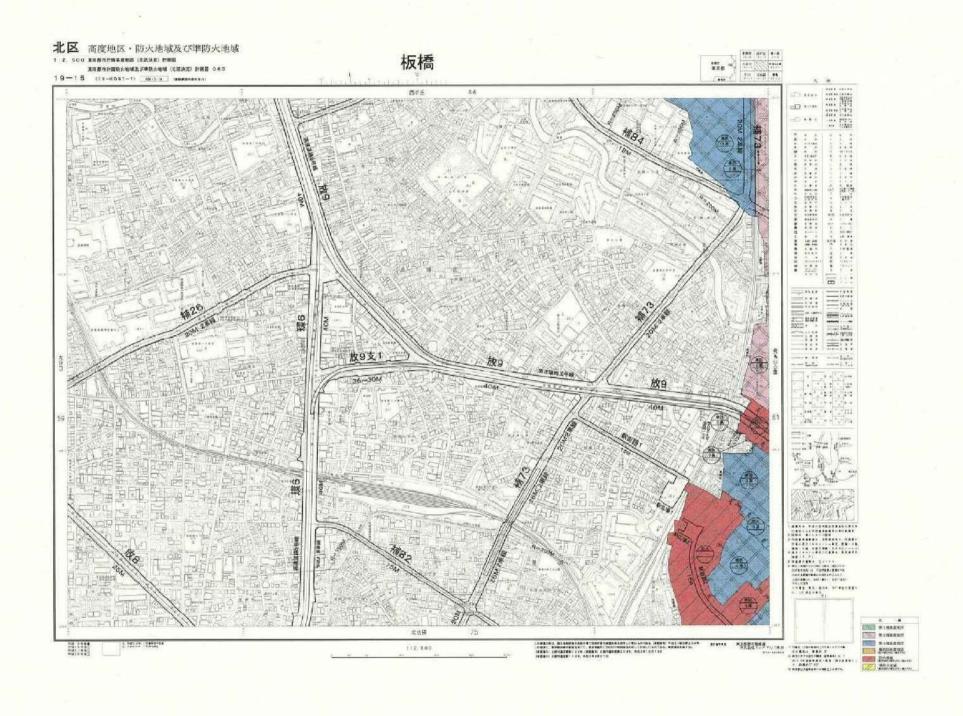


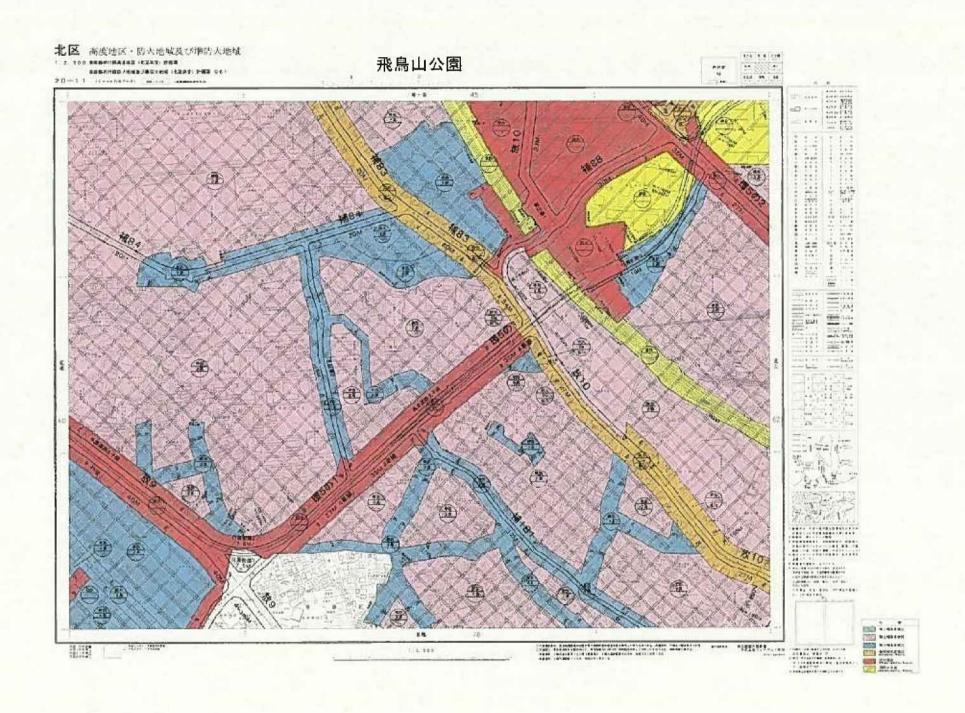


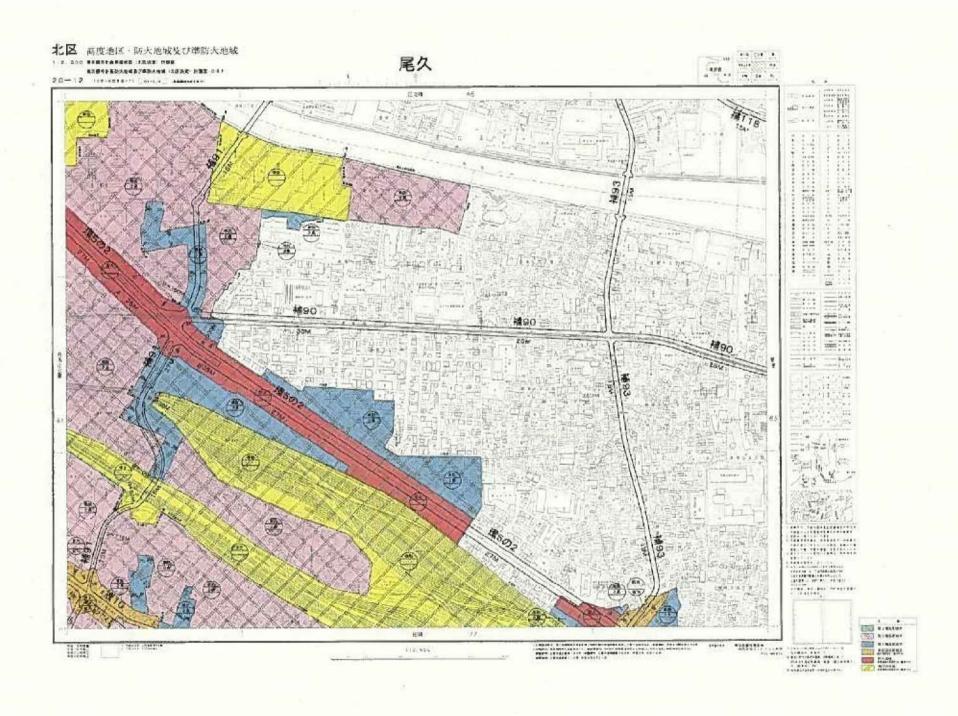


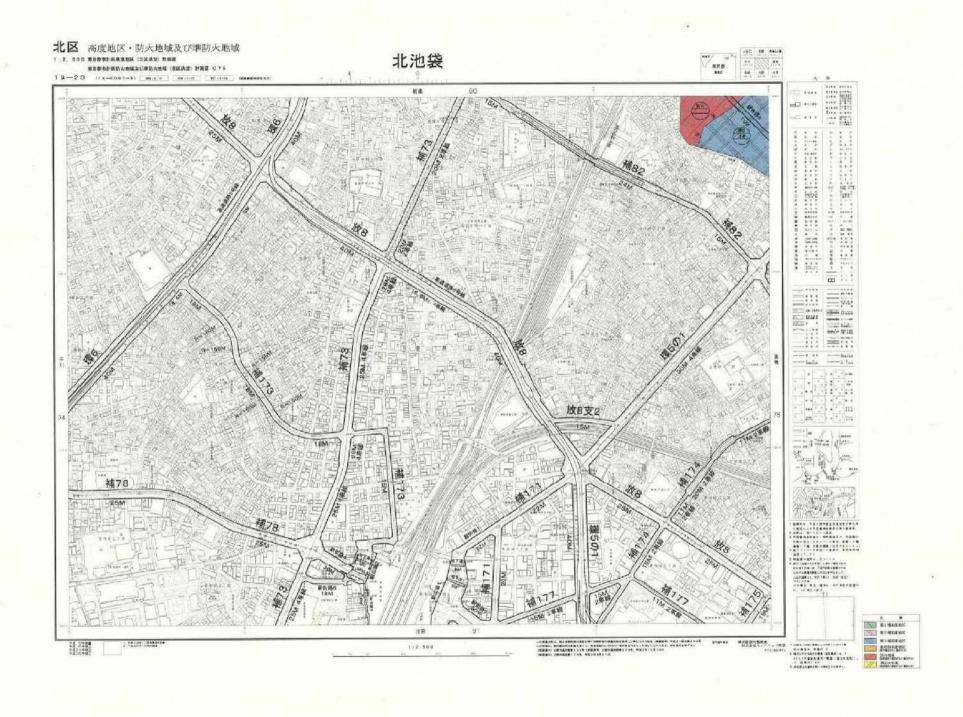


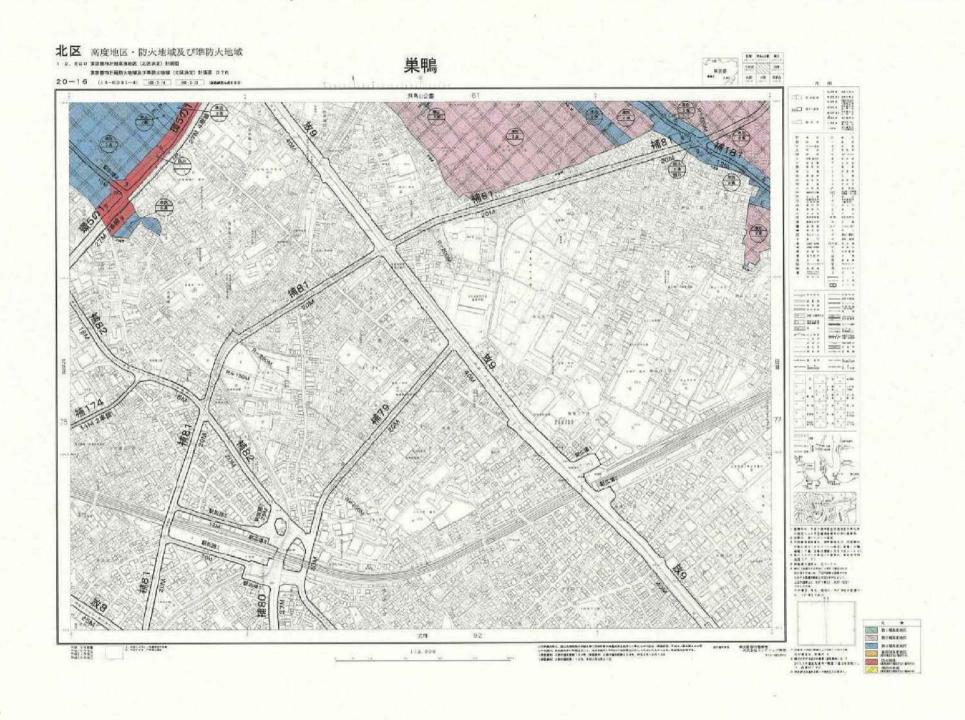


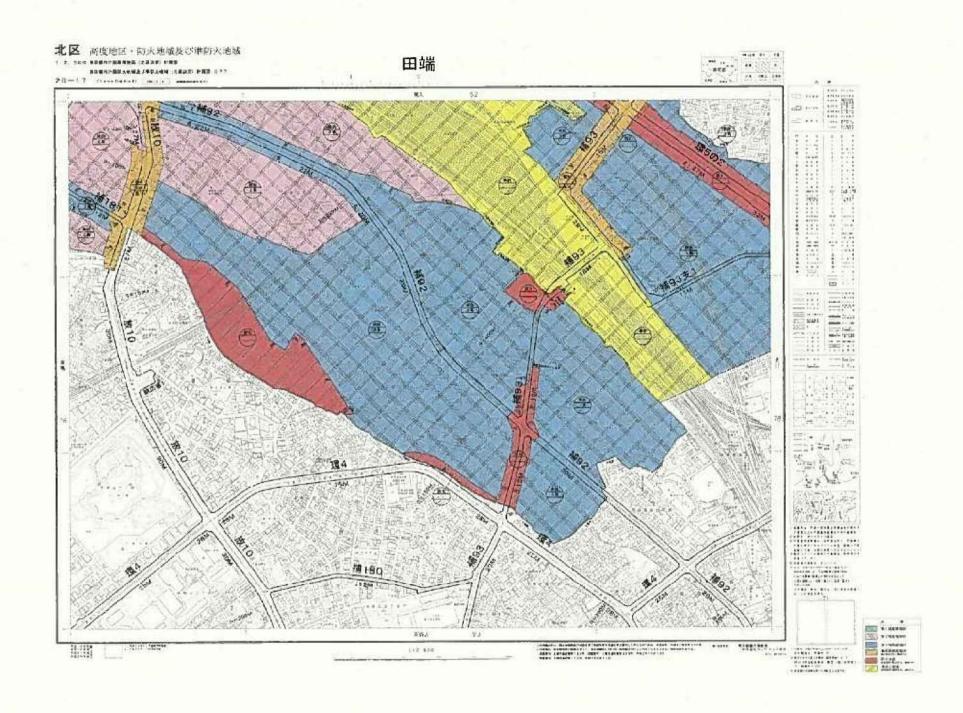


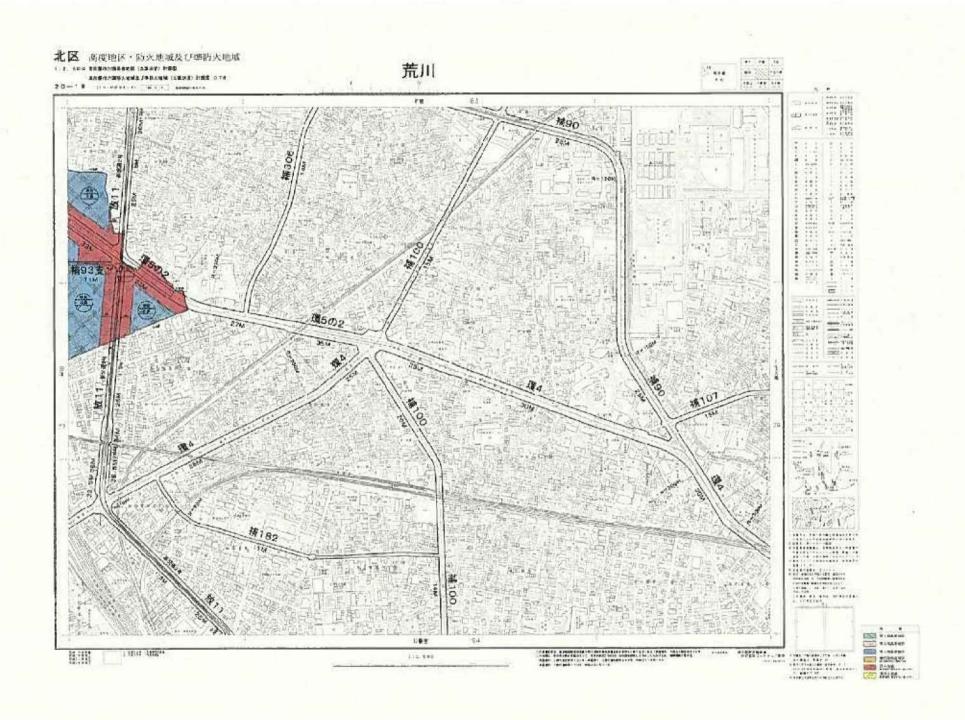












# 都市計画の案の理由書

### 1 種類·名称

東京都市計画防火地域及び準防火地域(北区分)

### 2 理 由

昭和 48 年の都市計画法の施行以降、東京都全域を対象とした用途地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和 56 年、平成元年、平成 8 年、平成 16 年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約 18 年が経過している中で、道路の整備による地形地物の変更(変化)などが多く発生したことにより、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、東京都市計画用途地域の変更に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、面積約 0.5 ヘクタールの区域について、防火地域及び準防火地域を変更するものである。

# 都市計画の案に対する意見書の要旨と見解

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る都市計画の案を、都市計画法第21条第2項において準用する法17条第1項の規定に基づき、令和4年12月1日~12月15日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、同期間に意見書の提出がありませんでした。

#### 都市計画の種類及び名称

東京都市計画防火地域及び運防火地域 用途地域等一括変更関連

(i	意 見 書	の要旨	北区の見解
I	賛成意見に関するもの	(なし)	なし
П	反対意見に関するもの	(なし)	なし
Ш	その他の意見	(なし)	なし

## 都市計画の素案に対する意見書の要旨と見解

下記に係る都市計画の素素を、令和3年12月1日から12月28日までの4週間、住民向け説明資料の配付及びホームページ等での公開を行ったところ、同期間中に3通(3名)の意見書の提出があった。その意見書の要旨及び北区の見解は次のとおりである。

### 用途地域の一括変更(素素)

意 見 書 の 要 旨	北 区 の 見 解
I 賛成意見に関するもの (なし)	
Ⅱ 反対意見に関するもの 1通 (1名)	
1 (No.9-1、9-2:東十条三丁目 10) 説明を頂きましたが専門的でわかりません。従来のままの指定でお 願い致します。	No.9-1、9-2 は集合住宅の敷地内にある通路の中心を用途地域の境界 としていましたが、地図上の通路境界が現地では不明確であるため、 隣地との敷地境界線を用途地域の境界とするものです。 集合住宅の敷地内にあった準工業地域を敷地のほとんどを占める住 居地域及び近隣商業地域へ変更するものであり、現在の土地利用や周 辺市街地の環境に影響を及ぼすものではありません。

意見書の要旨

#### 北区の見解

### Ⅲ その他の意見 2通(2名)

1 (No.10: 豊島四丁目 18)

「王子5丁目21, 26、志茂3丁目43および志茂4丁目48(他8筒) 所) の地点についても「No.10: 豊島四丁目 18) の規模と同等もしく はそれを超える開発行為が行われており、工業地域として存続は不適しなどを検討し、今回の変更対象となりませんでした。 正、また、「Na.10: 豊島四丁目 18」の変更との整合性が取れないこと 考える。

2 豊島5・6丁目地域は、近年、工場が移転し、その跡地は閑静で親 「工業地域」とそれらに進ずる「進工業地域」に用途を定めており、 現状とは程遠い環境となっている。本地区は河川を活かしたスーパー 場防の整備などにより親水性のある良好な快適環境を形成していか「及び用途地域等の変更を行った場合における既存建築物の法適合性な なければならない地域にあります。また、「北区基本構想」や「北区都 市計画マスタープラン」を達成し、本地域に居住する住民の快適な環 境と生命、財産等を守るため「第一種住居地域」への是正を強く訴え ます。

平成16年の用途地域等の見直し後に工場等が都市計画を伴わずに 土地利用転換した地区では、近隣に存続している工場等の操業環境の保 全及び用途地域等の変更を行った場合における既存建築物の法適合性

No.10 は、工場跡地を都市計画に位置付ける「再開緊等促進区を定める から、第二種住居地域または第一種住居地域への変更が適切であると「地区計画」制度を適用し、公共施設の整備とともに計画的に土地利用転 換を行った地区です。今回、計画の完了に伴い制度適用時に想定してい た用途地域に変更するものです。

豊島五・六丁目の一部区域では平成17年に工場等の土地利用転換の 水性のある住宅街へと進展している。しかし、行政においては未だに│計画に伴い「再開発等促進区を定める地区計画」が都市計画決定され、 公共施設の整備が完了し、建築物の建築が進行中です。

> その他の区域については、存続している工場等の操業環境等の保全 どを検討し、今回の変更対象となりませんでした。



4都市政土第864号

# 協議結果通知書

北区長

花川 興惣太 様

令和4年10月11日付4北ま都第1906号で協議のあった東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議については、都として意見はありません。

令和 4 年 10 月 21 日

東京都知事 小池 百合子 (公印省略)



# 第307号議案「東京都市計画特別用途地区の変 更について(用途地域等一括変更関連)」(北区決 定)に関する資料

(1)	諮問文(写)	•	•	•		1
(2)	概要書		0 <b></b>			2
(3)	計画書	1	•	٠		3
(4)	総括図	•	•	•	•	4
(5)	計画図				1 =	5
(6)	都市計画の案の理由書	•	•	٠	14	18
(7)	都市計画の案に対する意見書の要旨と見解	•	•	•	•	19
(8)	東京都知事の協議結果通知書(写)					20



4 北 ま 都 第 2 1 8 9 号 令 和 4 年 1 2 月 6 日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都市計画特別用途地区の変更について (諮問) 印影は加工しています。

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下 記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問する都市計画の種類及び名称 東京都市計画特別用途地区の変更について
- 2 答申の期限 令和5年1月6日(金)
  - 3 その他 本件は、北区決定の案件である。



### 概要書

### 東京都市計画特別用途地区の変更について

- 都市計画の種類及び名称
   東京都市計画特別用途地区 用途地域等一括変更関連
- 2 位 置 【別紙】「計画図」のとおり
- 3 変更内容 【別紙】「計画書」「総括図」「計画図」のとおり
- 4 変更理由 【別紙】「都市計画の案の理由書」のとおり
- 5 意見の要旨と見解 【別紙】「都市計画の案に対する意見書の要旨と見解」のとおり
- 6 これまでの経過と今後の予定

令和3年12月 都市計画等変更素業について住民説明

令和4年 3月 第111回東京都北区都市計画審議会 東京都へ都市計画等変更原案の提出

- 10月 都市計画等変更案(北区決定分)の都知事協議
- 12月 都市計画等変更案の公告・縦覧 第114回東京都北区都市計画審議会

令和5年 4月 都市計画等変更決定、告示

### 東京都市計画特別用途地区の変更(北区決定)

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

面積欄の(

)内は変更前を示す。

種類	面積	備考
特別工業地区	約78.6ha (約75.4 ha)	東京都北区特別工業地区建築条例 (平成15年条例第38号) [規制内容の概略] ・住宅の混在率の高い準工業地域に指定 し、居住環境の保全及び中小工場の保 護を図るため、工場の用途及び規模に よる規制並びに風俗営業関連施設の 規制を行う。
合計	約78.6ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

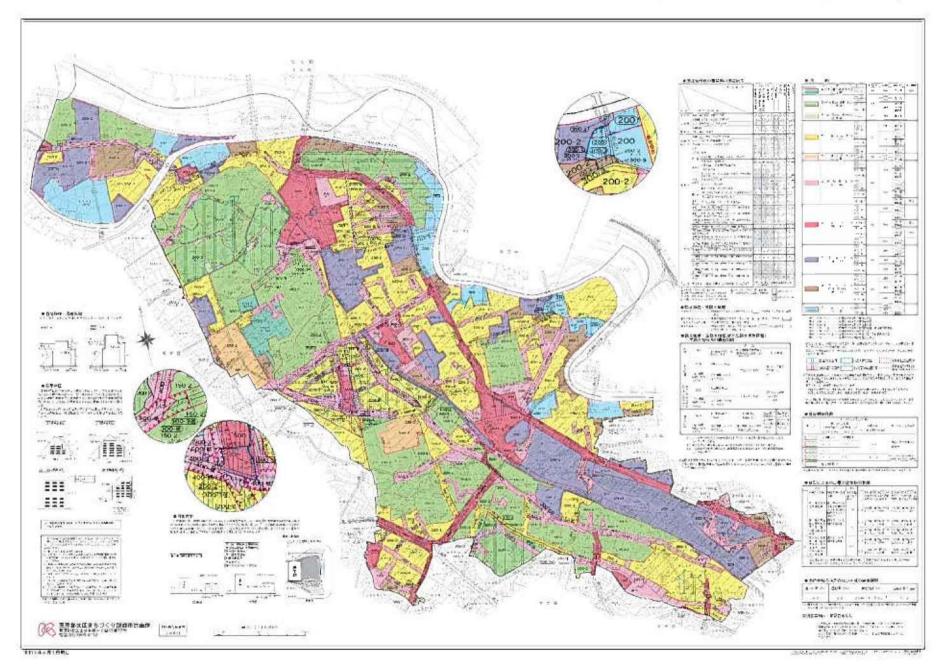
## 理 由

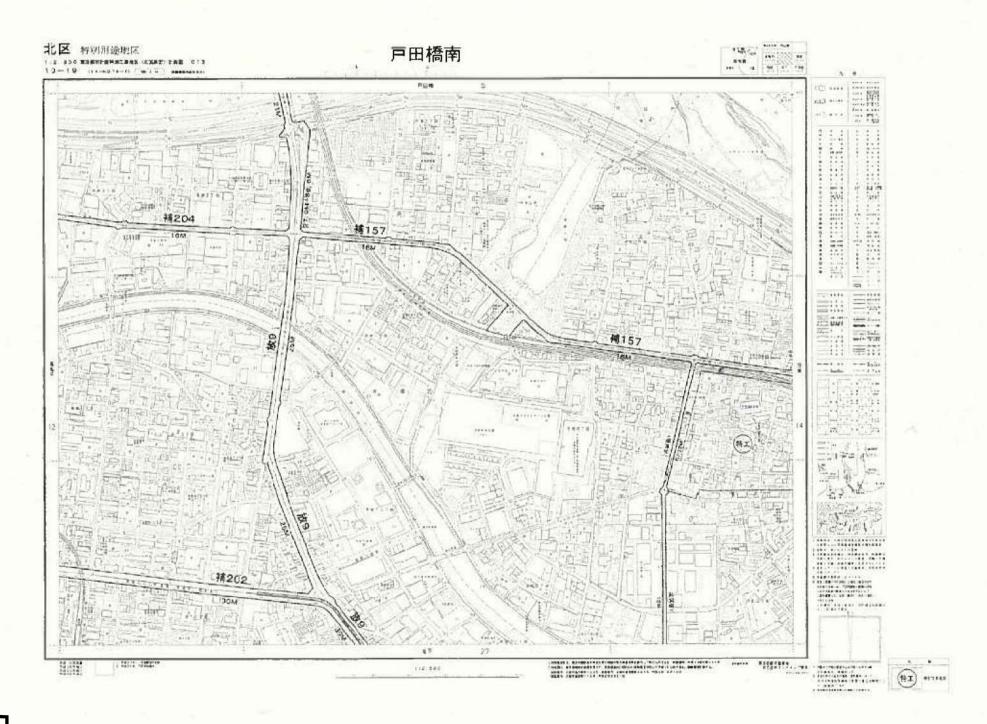
用途地域の変更に伴い、特別用途地区の面積を変更する。

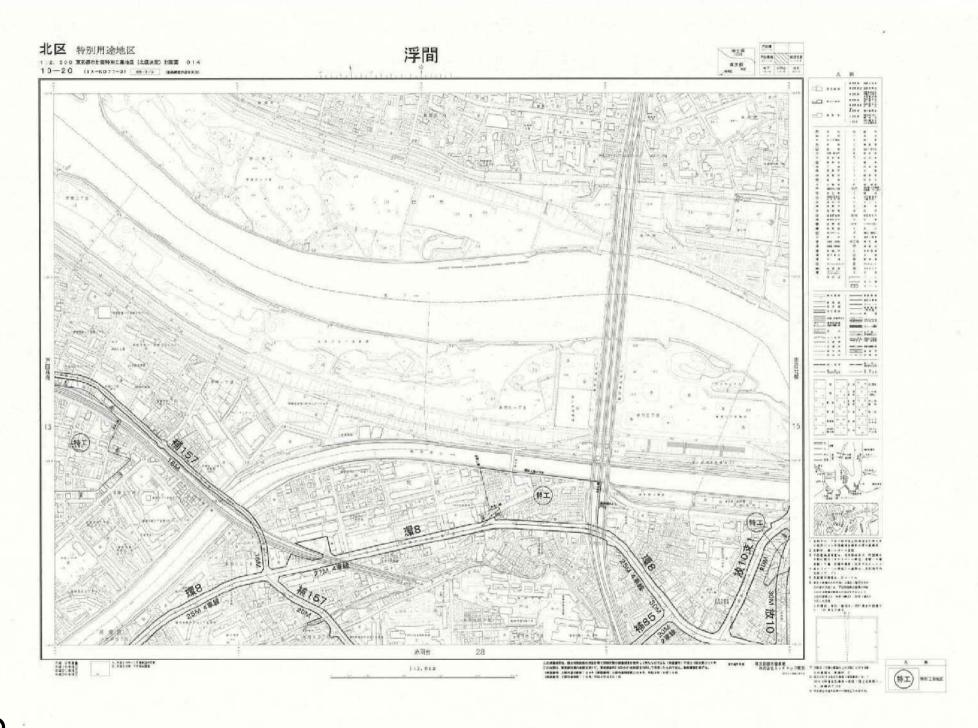
### 変更概要

変更箇所	変リ	<b> </b>	变!	更後	do	積	備考
特別工業地区	約 75	ha . 4	約 78	ha 3. 6	約 3.	ha	面積を再計測 した結果、面積を変更する。位置及び 区域の変更はない。

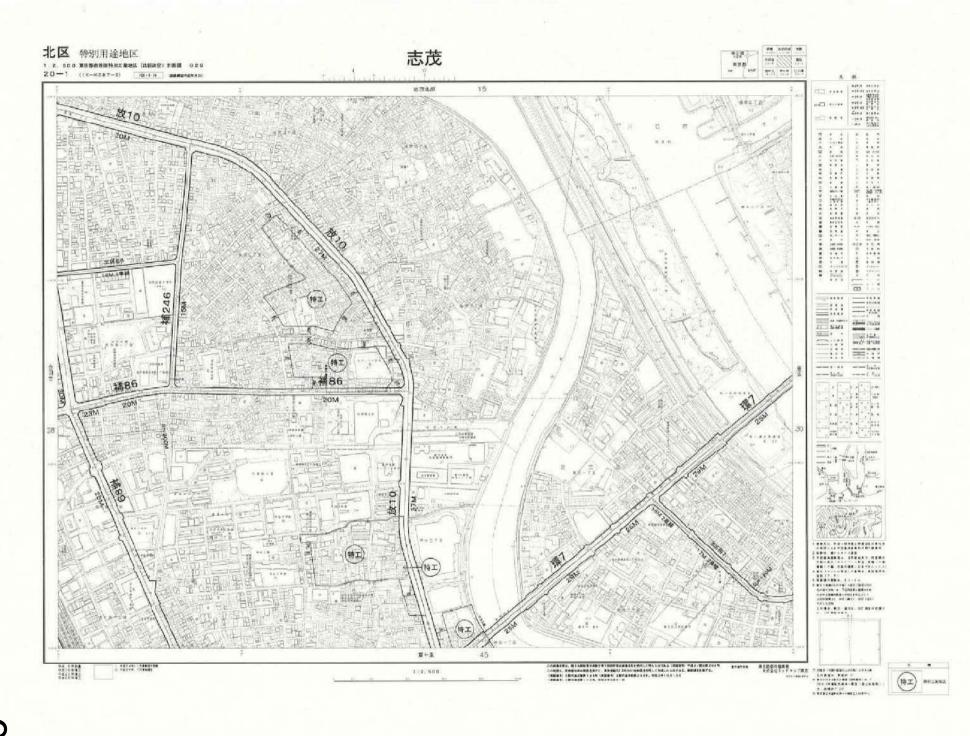
# 東京都市計画特別用途地区 総括図〔北区決定〕





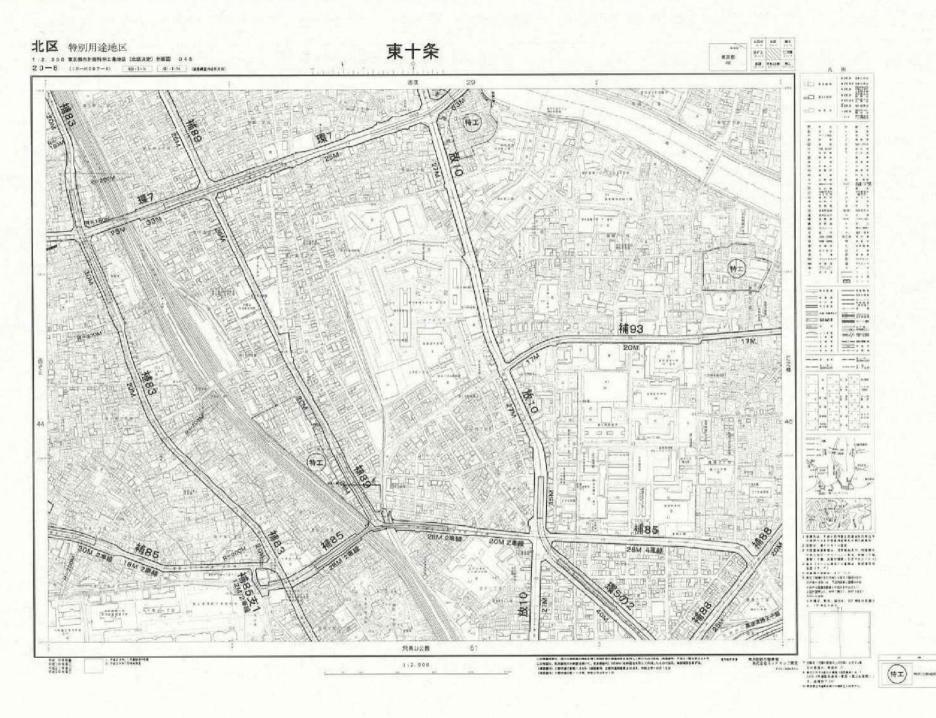


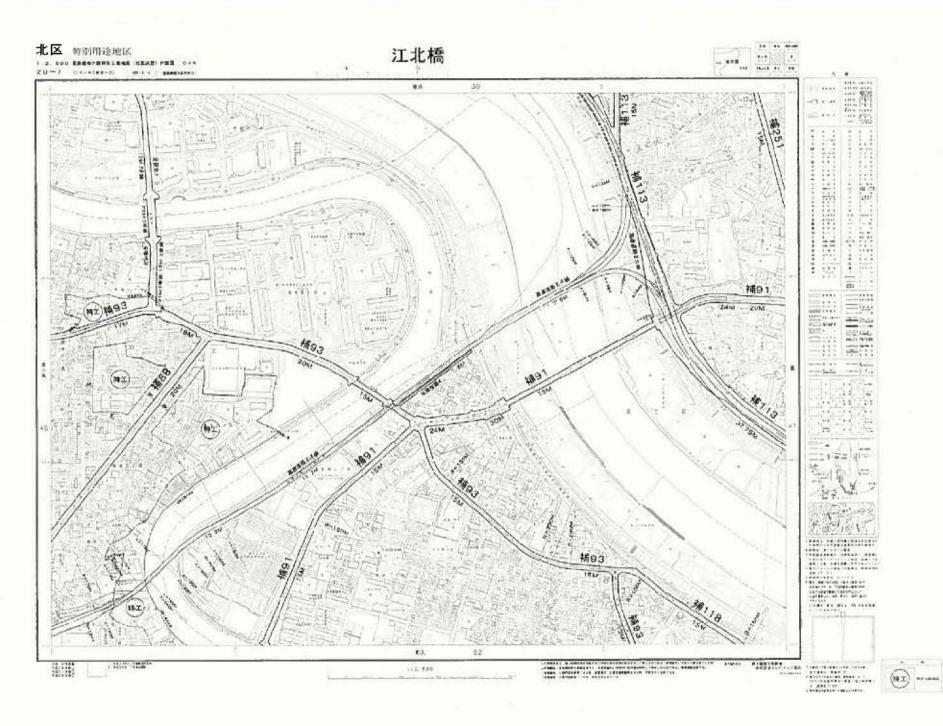
114.800

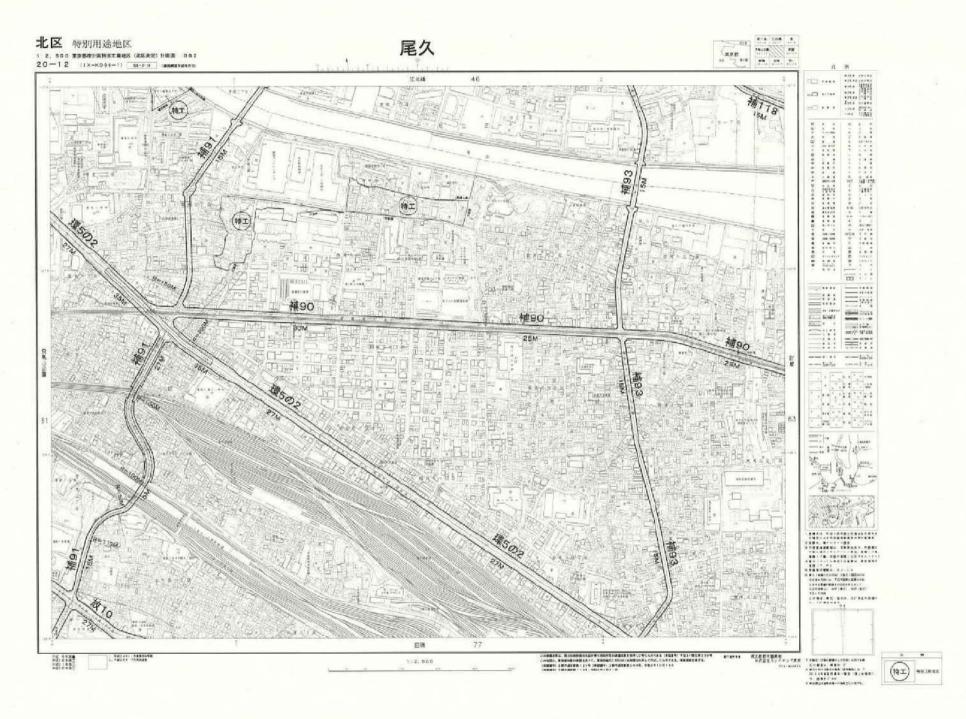




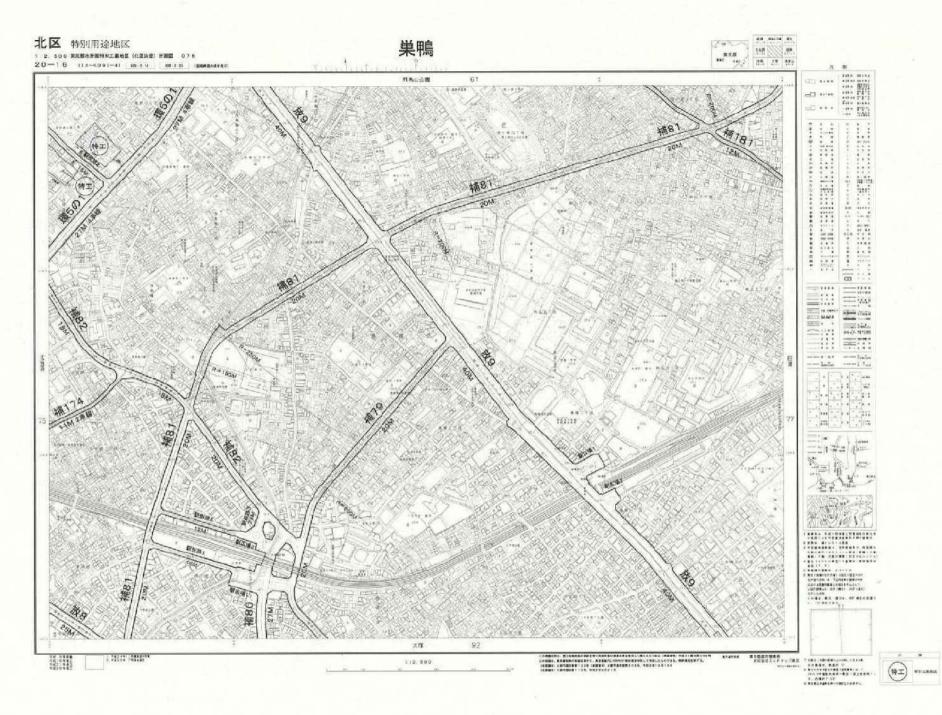
BWINEL

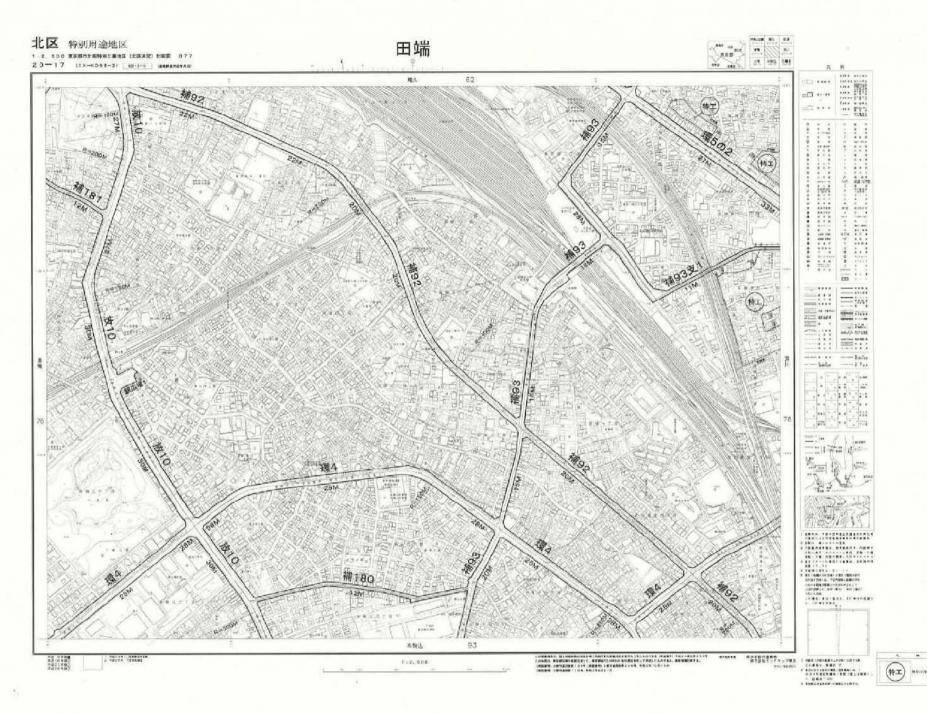






(HX)





### 都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画特別用途地区(北区分)

#### 2 理 由

昭和 48 年の都市計画法の施行以降、東京都全域を対象とした用途 地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和 56 年、平成元 年、平成 8 年、平成 16 年に、目指すべき市街地像を実現するため行 ってきた。

前回の見直しから約 18 年が経過している中で、道路の整備による 地形地物の変更(変化)などが多く発生したことにより、用途地域等 の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに 伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、東京都市計画用途地域の変更に伴い、面積を再計測した結果、特別用途地区の面積を変更するものである。

#### 都市計画の案に対する意見書の要旨と見解

東京都市計画特別用途地区の変更に係る都市計画の案を、都市計画法第21条第2項において準用する法17条第1項の規定に基づき、令和4年12月1日~12月15日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、同期間に意見書の提出がありませんでした。

#### 都市計画の種類及び名称

東京都市計画特別用途地区 用途地域等一括変更関連

	意 見 書	の要旨	北区の見解
I	賛成意見に関するもの	(なし)	なし
II	反対意見に関するもの	(なし)	なし
Ш	その他の意見	(なし)	なし



4都市政土第864号

## 協議結果通知書

北区長

花川 與惣太 様

令和4年10月11日付4北ま都第1905号で協議のあった東京都市計画特別用途地区の変更に係る都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議については、都として意見はありません。

令和4年10月21日

東京都知事 小池 百合子 (公印省略)



報告事項「用途地域等の一括変更に伴うその他の 変更について(東京都日影による中高層建築物の 高さの制限に関する条例)」に関する資料

(1)	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関				
	する条例第4条の規定による図書の変更について	14	ò <b>.≖</b> .í		 1
(2)	新旧対照図	3.	•	•	2
(3)	担制図	-			11

東京都北区都市計画審議会資料 令和4年12月23日 まちづくり部都市計画課 まちづくり部建築課

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例 第4条の規定による図書の変更について

#### 1 要 旨

用途地域等一括変更に伴い、当該地及び近隣の都市計画や規制と整合を図るため、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第4条の規定による図書を変更し、用途地域等の指定と同一の日影規制値へ変更を行う。

#### 2 位 置

【別紙】「新旧対照図」「規制図」のとおり

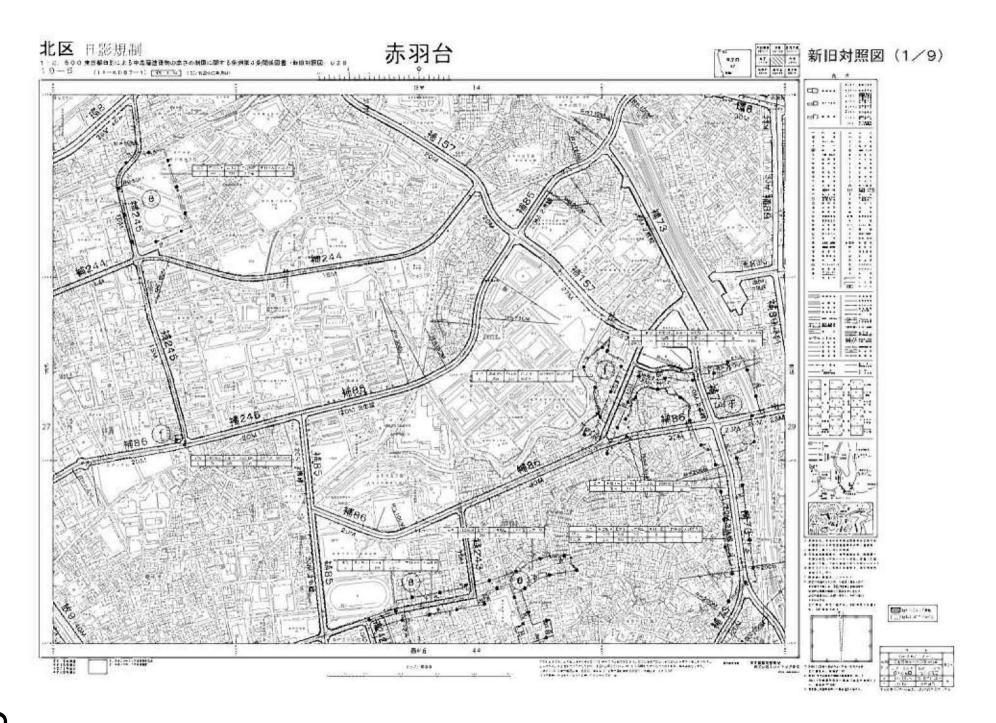
- 3 意見の要旨と見解 意見なし。
- 4 これまでの経過と今後の予定

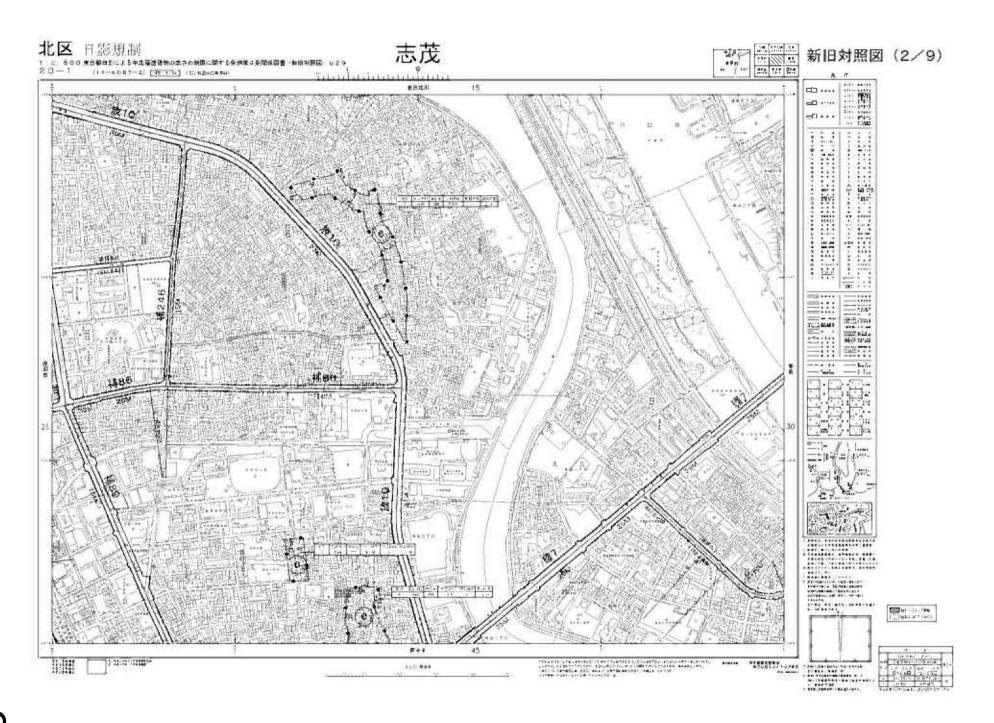
令和3年12月 都市計画等変更素素について住民説明

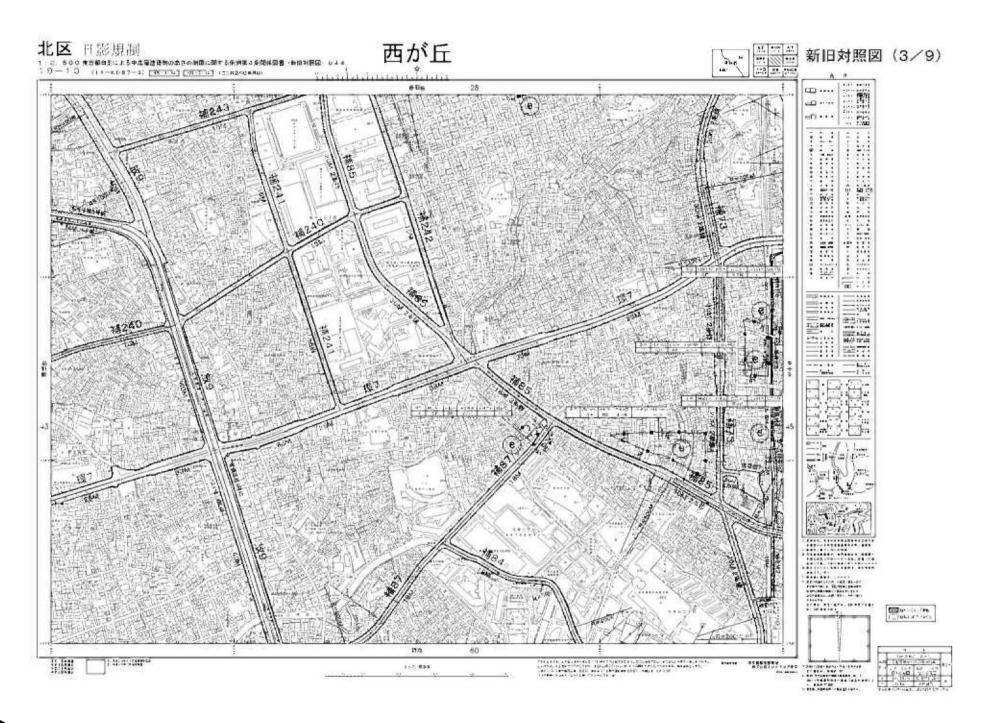
令和4年12月 都市計画等変更案の公告・縦覧

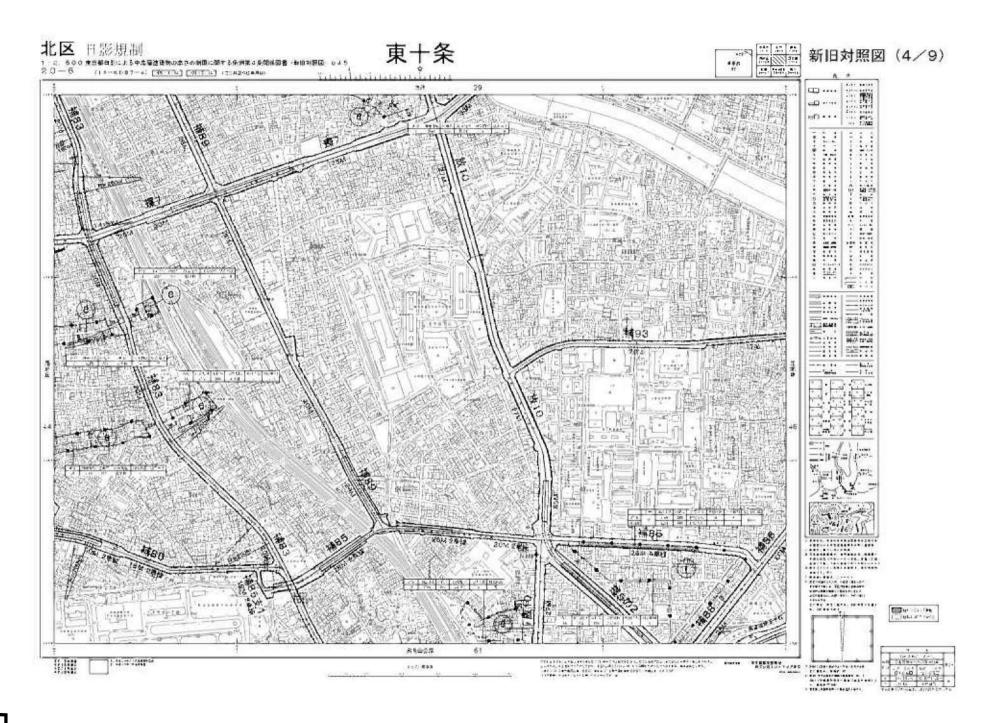
令和5年 2月 第240回東京都都市計画審議会

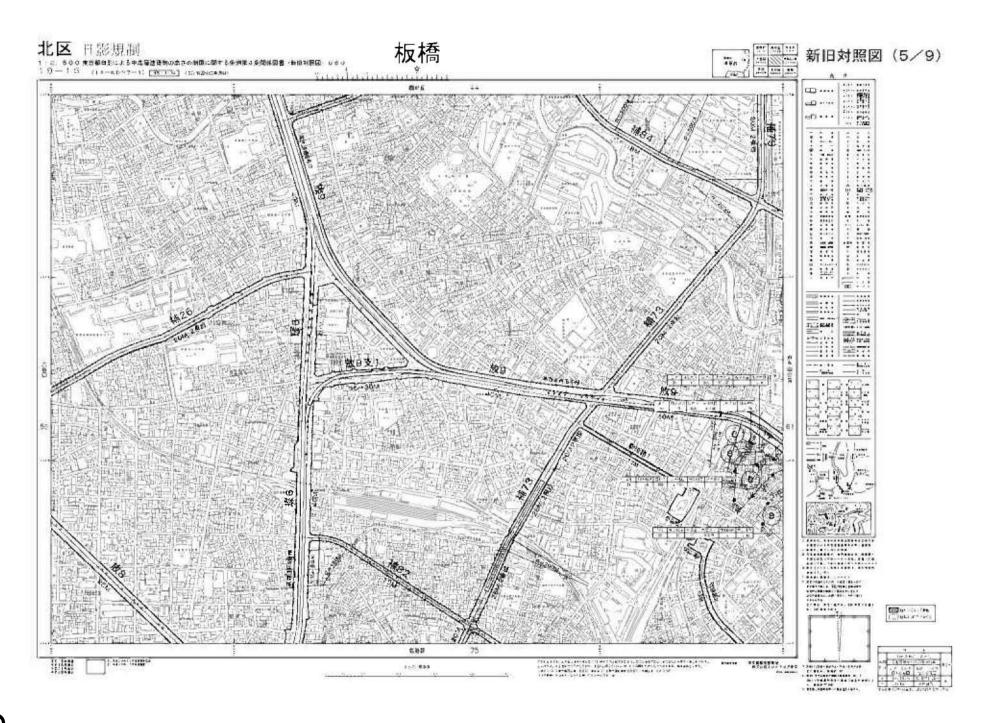
4月 公告・施行(東京都)

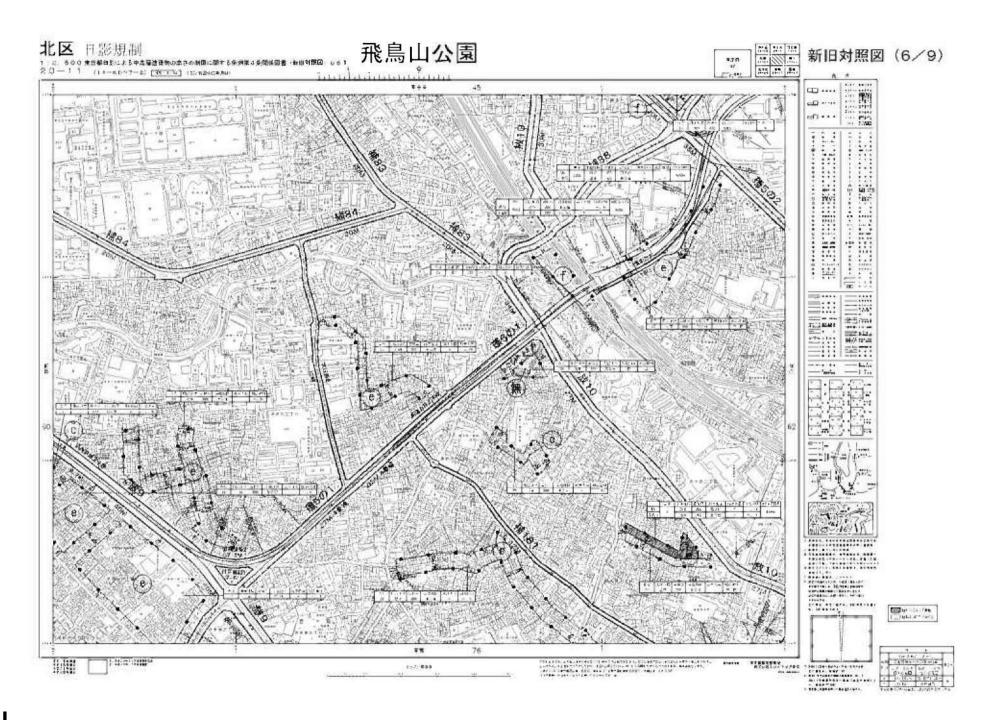


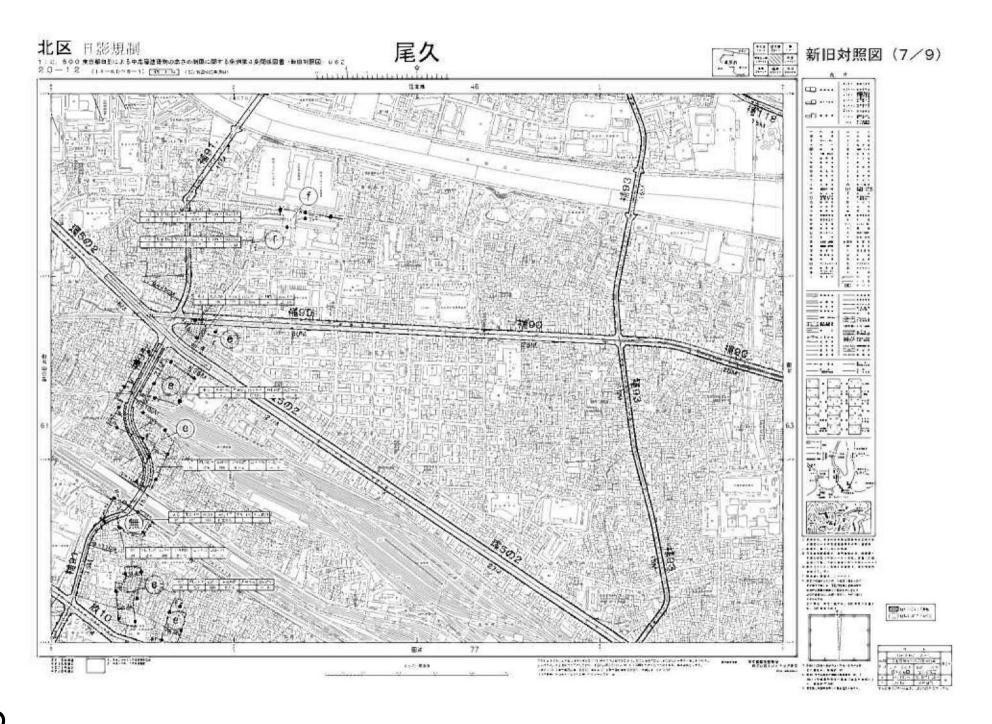


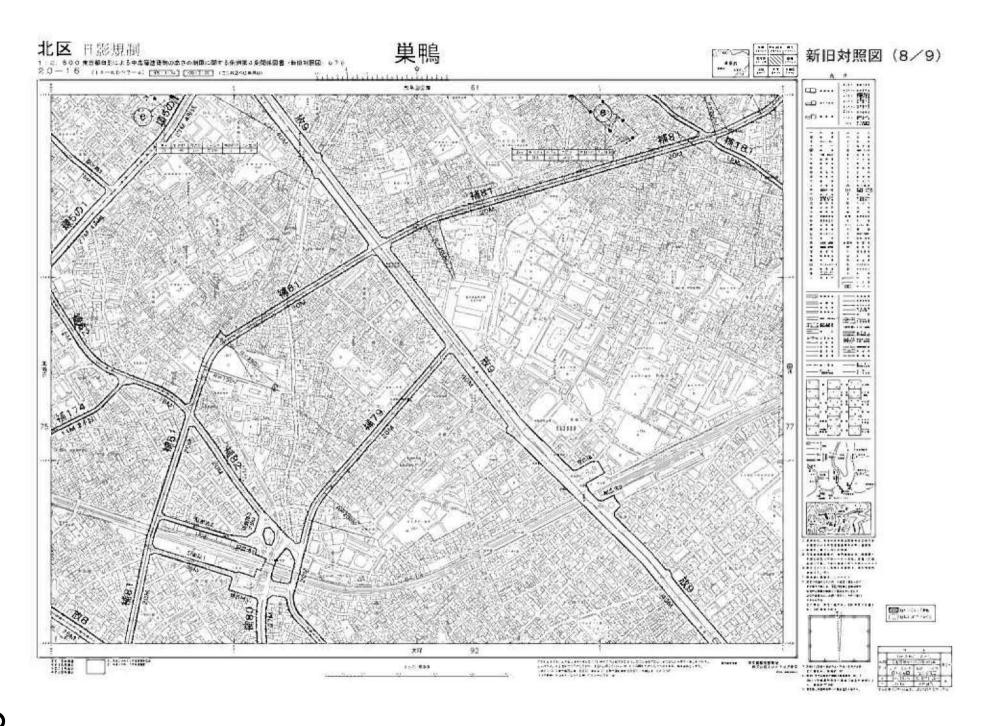


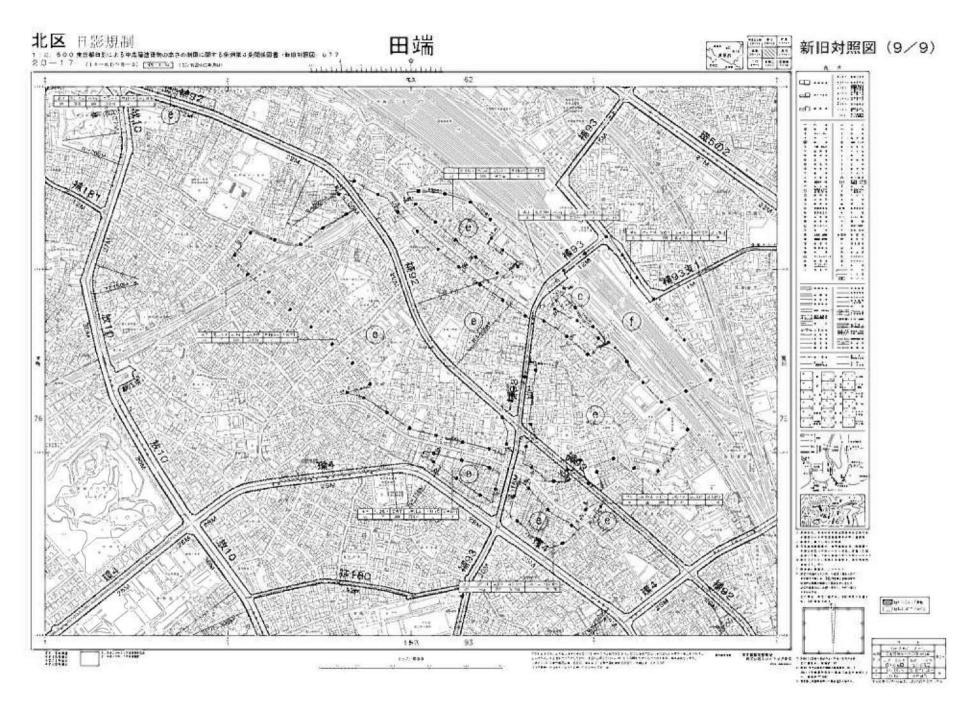


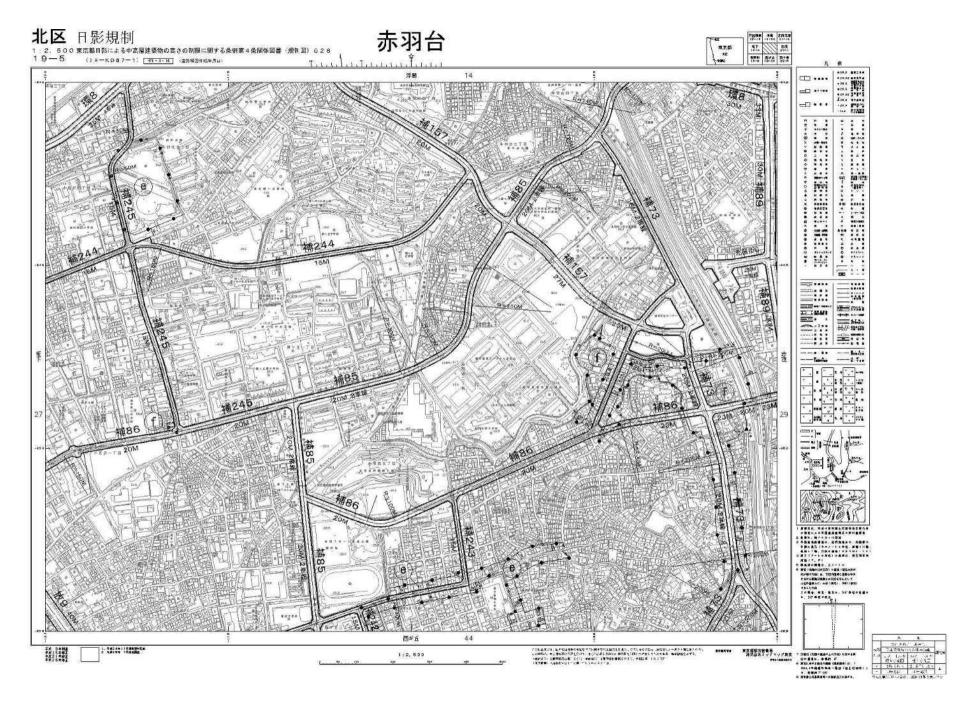


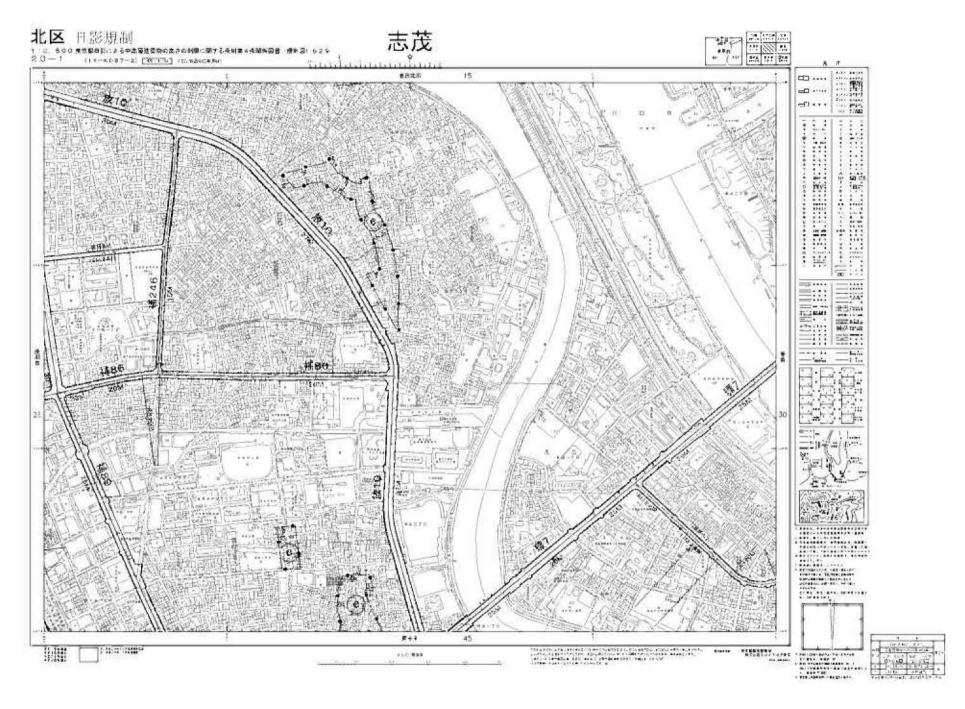




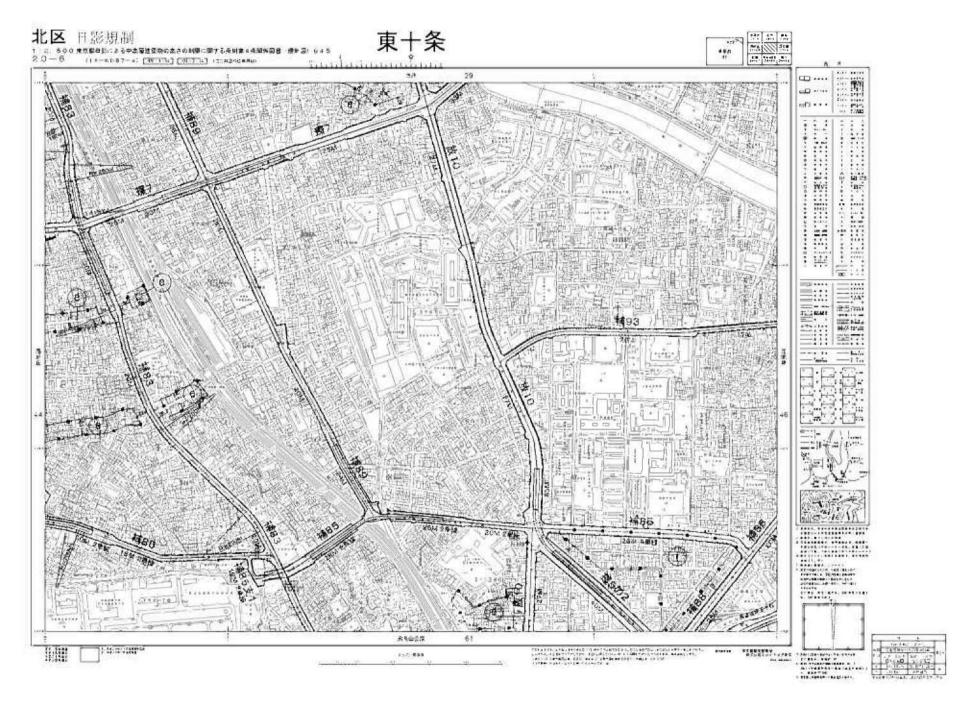


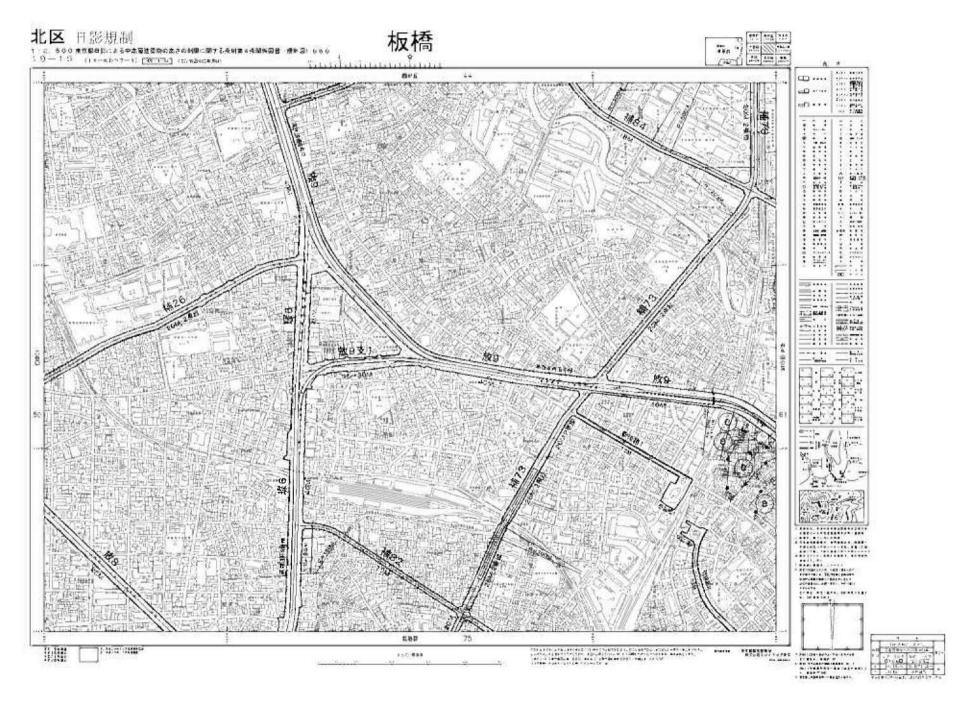


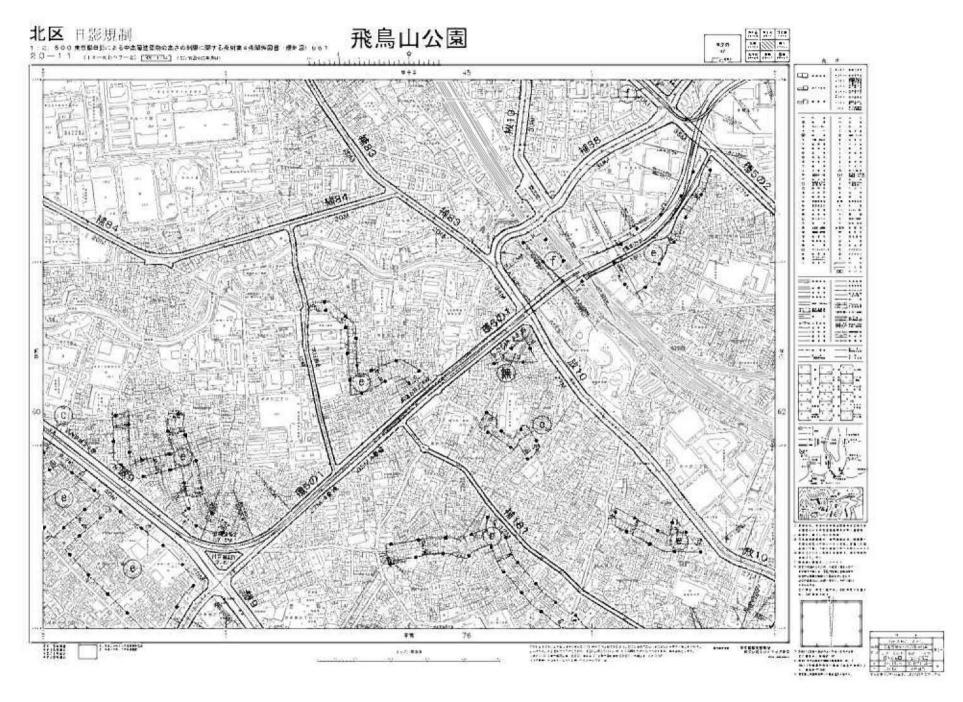


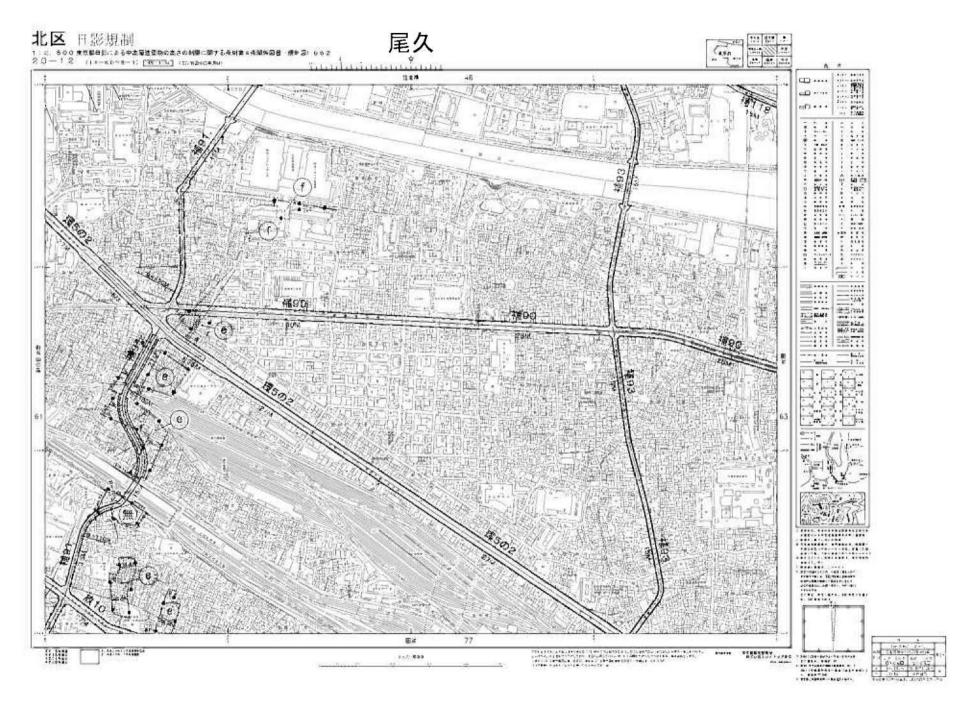


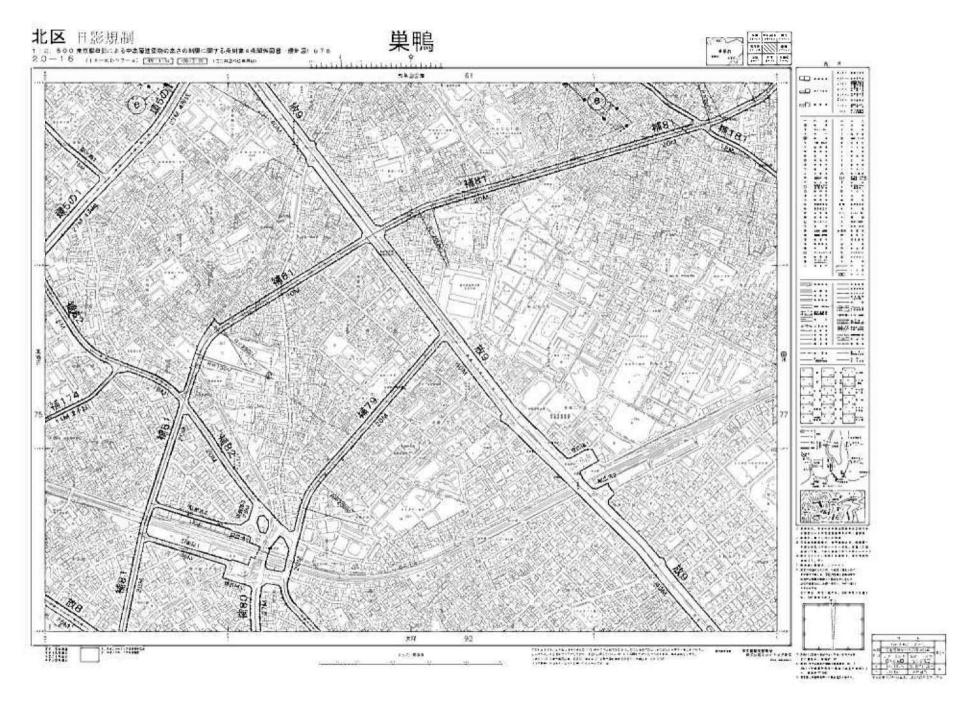


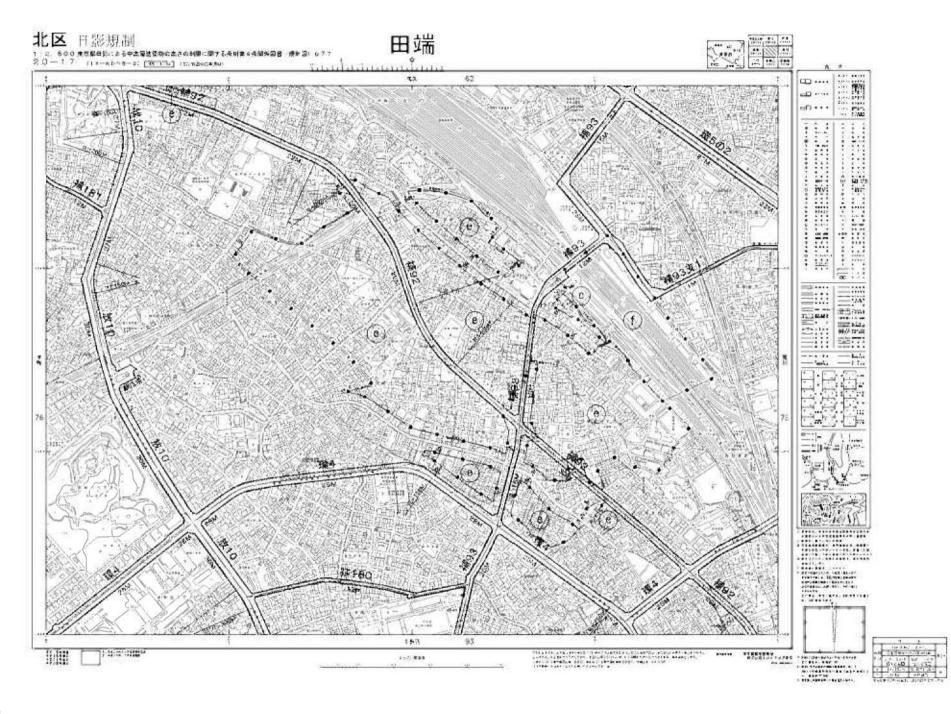












## 用途地域等一括変更への取り組み状況について

(1)	用途地域等一括変更への取り組み状況について		•	•	1	1
(2)	用途地域等一括変更箇所一覧	7.	•	•	•	3
(3)	田涂地域等—坛恋面笛所図	-				1

#### 用途地域等一括変更への取り組み状況について

#### 1 要 旨

用途地域等の一括変更については、これまで、東京都からの依頼に基づき変更原案を提出するとともに、区決定分の変更案についての都知事協議と変更案の公告、縦覧を実施している。

今後は、東京都都市計画審議会の議を経て、用途地域等の都市計画変 更を一括して決定する。

#### 2 現 況(経過等)

令和2年 1月 東京都から都市計画等変更原案等の作成依頼

3月 建設委員会報告第106 回東京都北区都市計画審議会報告

6月 変更検討箇所の抽出作業着手

7月 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、原案等の 提出期限を令和3年9月から令和4年3月に変更 第107回東京都北区都市計画審議会報告

12月 第108回東京都北区都市計画審議会報告

令和3年 3月 第109回東京都北区都市計画審議会報告

9月 建設委員会報告

1 1 月 第 1 1 0 回東京都北区都市計画審議会報告 建設委員会報告

12月 都市計画等変更素案について住民説明

令和4年 3月 第111 回東京都北区都市計画審議会(諮問、答申) 東京都へ都市計画等変更原案の提出

6月 建設委員会報告

10月 都市計画等変更案(区決定分)の都知事協議

11月 建設委員会報告

12月 都市計画等変更案の公告、縦覧

#### 3 用途地域等一括変更案の内容

別紙資料のとおり

(第111回都市計画審議会(変更原案)からの変更箇所は無し)

4 今後の予定

令和5年 2月 第240回東京都都市計画審議会(諮問、答申) 4月 都市計画等変更決定、告示

用途地域等一括変更箇所一覧

						用途均	也域等					日影	規制
No.	変更箇所			現行					変更			(規制時間/	測定面高さ)
	11.17	用途	建薇率	容積率	高度	防火	用途	建蔵率	容積率	高度	防火	現行	変更
1	浮誾四丁目	工業	60	200	-	準防火	準工	60	200	2高	防火	-	4h/2.5h/4m
2	浮間四丁目	工業	60	200	3	準防火	準工	60	200	2高	防火	運	4h/2.5h/4m
3	浮間一丁目	準工	60	200	2高	準防火	工業	60	200	(-)	準防火	4h/2.5h/4m	-
4	赤羽北一丁目、赤羽北二丁目	一中高	60	150	2高	準防火	準工	60	200	2声	準防火	3h/2h/4m	4h/2.5h/4m
5	赤羽一丁目、赤羽三丁目	一中高	60	150	2高	準防火	商業	80	500	1/8/	防火	3h/2h/4m	*
6	赤羽一丁目	近商	80	300	-	準防火	商業	80	600	-	防火	5h/3h/4m	~
7	赤羽西二丁目	一中高	60	150	2高	準防火	近商	80	300	721	<b>準防火</b>	3h/2h/4m	5h/3h/4m
8	神谷一丁目、王子五丁目	一住	60	200	2高	準防火	工業	60	200	100	準防火	4h/2.5h/4m	
9-1	東十条三丁目、王子五丁目	李工	60	200	27	準防火	一住	60	200	2声	準防火	4h/2.5h/4m	4h/2, 5h/4m
9-2	東十条三丁目	準工	60	200	2高	準防火	近商	80	300	3高	準防火	4h/2.5h/4m	5h/3h/4m
10	<b>豊島四丁目、豊島五丁目</b>	工業	60	200	*	防火	二住	60	200	-	防火		-
11-1	十条台一丁目	一中高	60	200	275	準防火	二住	60	200	2帝	準防火	3h/2h/4m	4h/2.5h/4m
11-2	十条台一丁目	二住	60	200	2声	準防火	一中高	60	200	2高	準防火	4h/2.5h/4m	3h/2h/4m
12	王 <b>子</b> 一丁目	<b>準工</b>	60	200	-	準防火	商業	80	600	-	防火	4h/2.5h/4m	
13	<b>報</b> 給一丁目	準工	60	200	2高	準防火	近商	80	300	3高	準防火	4h/2.5h/4m	4h/2.5h/4m
14	起鉛一丁目	近商	80	300	3高	準防火	商業	80	500		防火	4h/2. 5h/4m	-
15	西ケ原二丁目	近商	80	300	3/4	準防火	近商	80	300	3高	準防火	5h/3h/4m	4h/2.5h/4m
16	王子六丁目	近商	80	300	-	準防火	近商	80	300	7-6	準防火	-	5h/3h/4m

<sup>※</sup>特別用途地区については変更はなし

#### ○ 日影規制のみ変更となる箇所について

東京都から用途地域等一括変更に伴い依頼されている、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影規制の変更原案等の作成について作業を行ったところ、下記のとおり変更が必要となる箇所がありました。

#### No.15

現行の条例では5h/3h/4mという規制となっているが、今回、当該地及び近隣の都市計画や規制と整合を図るため4h/2.5h/4mに変更する

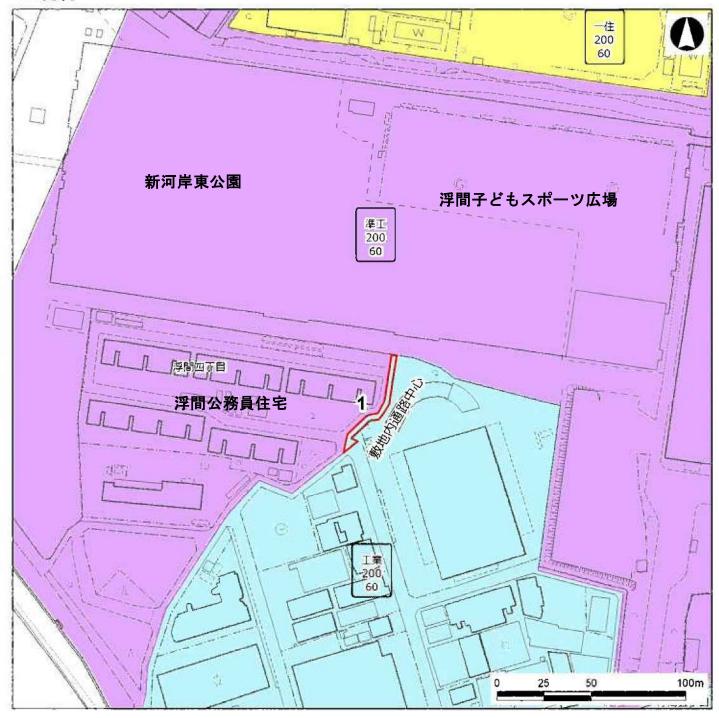
#### No.16

現行の条例では日影規制なしとなっているが、今回、当該地及び近隣の都市計画や規制と整合を図るため5h/3h/4mに変更する

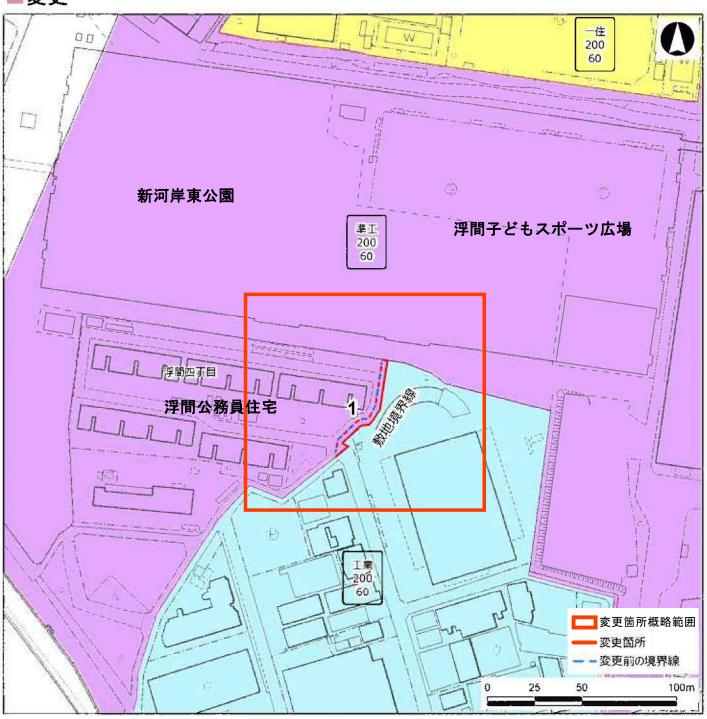
<sup>※</sup>日影規制の5 h /3 h /4 m は、敷地境界線からの水平距離 5 m を超え 1 O m 以内の規制時間 5 時間以上、同 1 O m 超えの規制時間 3 時間以上、 測定水平面 4 m を表します。

## ●No.1:浮間四丁目 26

## ■現行



## ■変更



						用途:	地域等	ş				日景	<b>ジ規制</b>	
No.	変更箇所			現行					変更			(規制時間)	/測定面高さ)	変更理由
71		用途	建藏率	容積率	高度	防火	用途	建蔽率	容積率	高度	防火	現行	変更	
1	浮間四丁目26	工業	60	200	.E.	進防火	進工	60	200	2高	防火		4h/2.5h/4m	用途地域の境界の基準となる敷地内透路が不明確であるため、敷地境界線を基準に変更す

: 変更のある区分

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認書号)平成 24 製公第 269 号

この地圏は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2 年 10 月 15 日

第二種低層住居専用地域(二低層)

第一種中高層住居専用地域(一中高)

第二種中高層住居専用地域(二中高)

第一種住居地域(一住)

第二種住間地域(二住)

近陰商業地域 (近裔)

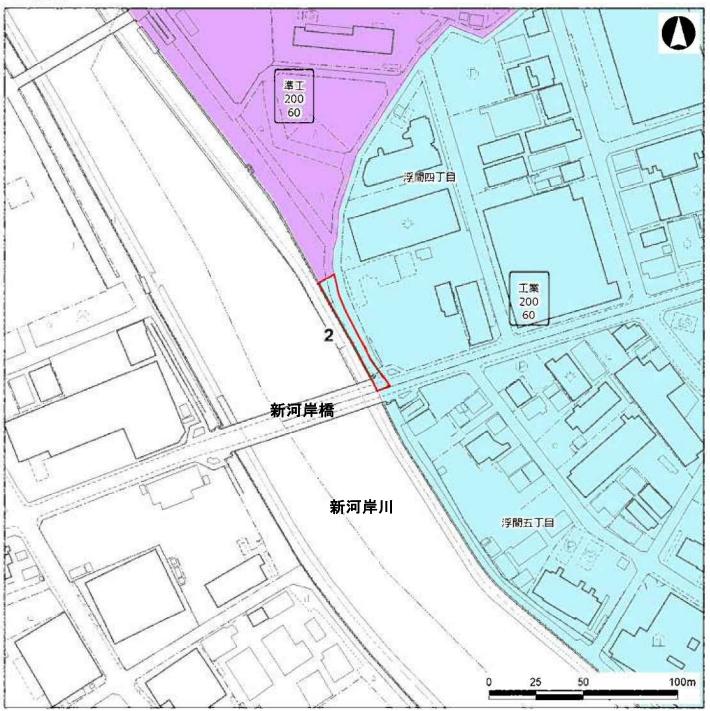
商業地域(商業)

準工業地域(準工)

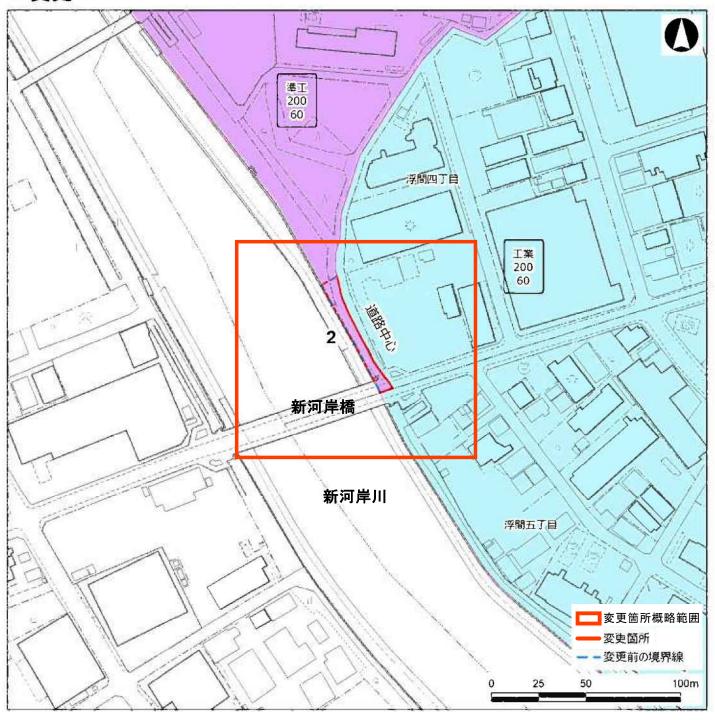
工英地域 (工業)

# ●No. 2 : 浮間四丁目 24

## ■現行



## ■変更



						用途地	9 域 等					日	影規制	
No.	変更箇所			現行					変更			(規制時間	間/測定面高さ)	奕更理由
		用途	健被率	<b>容雨鄉</b>	面牌	防火	用途	走前市	各位率	高度	防火	現行	変更	
2	浮間四丁目24	工業	60	200	60	準防火	準工	60	200	2高	防火	-	4ħ/2.5h/4m	現指定の敷地境界線が不明確であり、地形地物(道路)が整備されたため、道路中心を基準に変更する

:変更のある区分

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成 24 関公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号。令和 2 年 10 月 15 日

第一種中高層住層専用地域(一中高)

<用途地域凡例 >

第二種中高層住層専用地域(二中高)

第一種住居地域(一住)

第二種住體地域(二住)

近陰商業地域 (近裔)

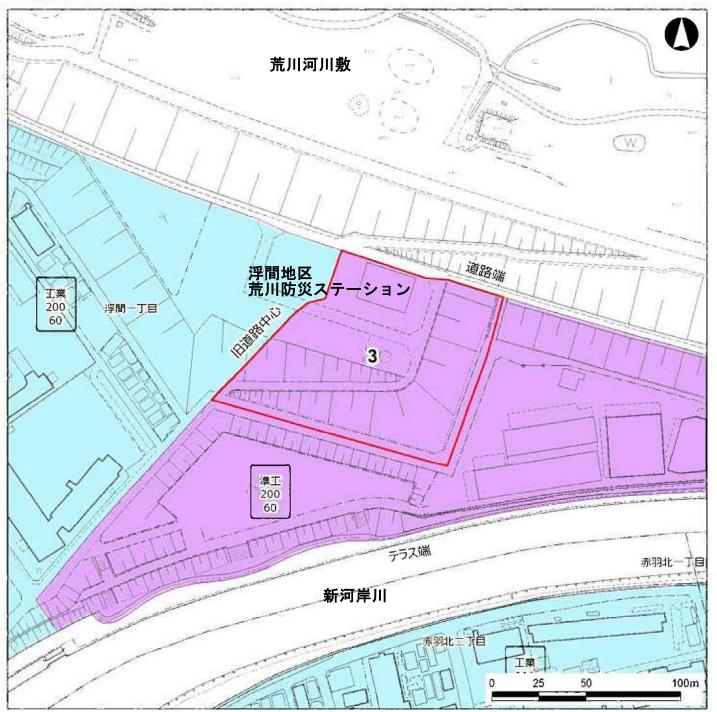
商築地坡(商業)

準工業地域(準工)

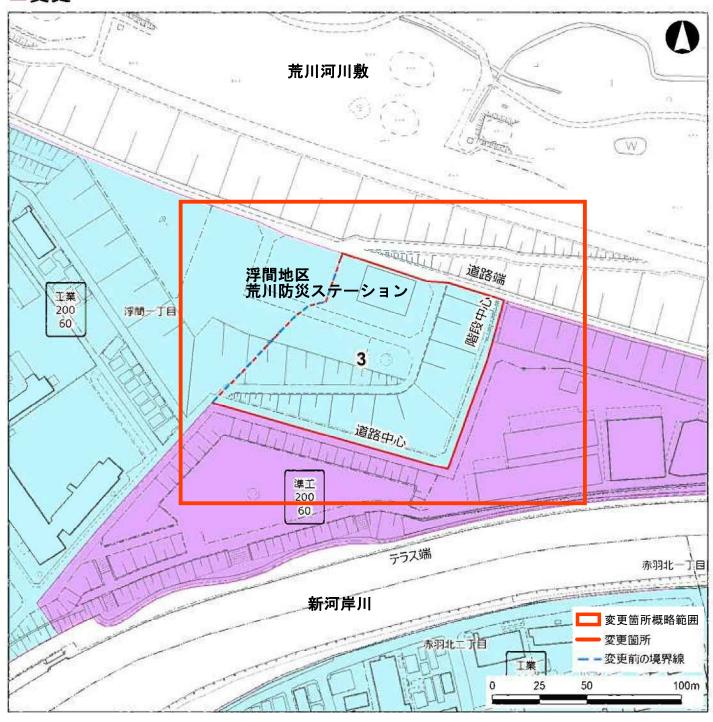
工築地域 (工業)

## ●No.3:浮間一丁目3地先

## ■現行



## ■変更



						用途:	地域等	<del>-</del>				日影	現制		<用途地域凡例> 第二種低層住膳専用地域(二低層)
No.	変更筃所			現行					変更			(規制時間/源	側定面高さ)	<b>変更理由</b>	第一種中高層住居専用地域(一中高
		用途	建蔽率	容積率	高度	防火	用途	建蔽率	容積率	高度	防火	現行	変更		第二種中高層住居専用地域(二中高
3	浮間一丁目3地先	進工	60	200	2高	準防火	工業	60	200	( <del>-</del>	準防火	4h/2.5h/4m	:5:	用途地域の境界の基準としていた地形地物(道路)が消失したため、近傍の道路中心を基準 に変更する	第一種住櫃地域 (一住)
			: 変更	のある区分				1	1						近隣商棄地域(近商) 商棄地域(商業)
															準工業地域 (準工)

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成 24 関公第 269 号

工業地域(工業)

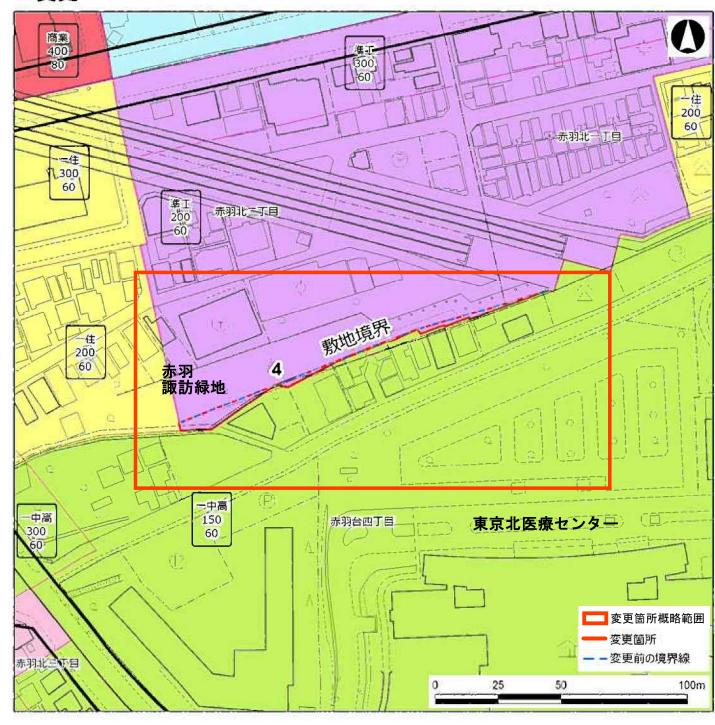
この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都結尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号。令和 2 年 10 月 15 日

# ●No.4:赤羽北一丁目 10、赤羽北二丁目 2

### ■現行

# 商業 200\_ 60 赤羽北一丁目 300 60 集工 200 60 沙壁下 (± 200 60 赤羽 諏訪緑地 4 中高 東京北医療センター 150 赤羽台四丁目 300 60 100m

## ■変更



				用途地域等 日影規制 (規制時間/測字面直文									規制	
No.	変更筃所	用途	建設家	現行	高度	防火	用途	建設家	変 更	高度	防火	(規制時間/ 現行	測定面高さ) 変更	変更理由
4	赤羽北一丁目10、赤羽北二丁目2	一中高	60	150	2高	進防火	進工	60	200	2高	準防火			用途地域の境界の基準としていた地形地物(3ウ壁下)が不明確であるため、より明確な敷地 境界線とする

: 変更のある区分

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成 24 関公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都結尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2 年 10 月 15 日

第一種中高層住居専用地域(一中高)

(第二条上字母/- 图表 E - 14 / - 1 - 1 - 1

第二種中高層住屬專用地域(二中高)

第一種住居地域(一住)

第二種住居地域(二佳)

近躺离蒸地域(近离)

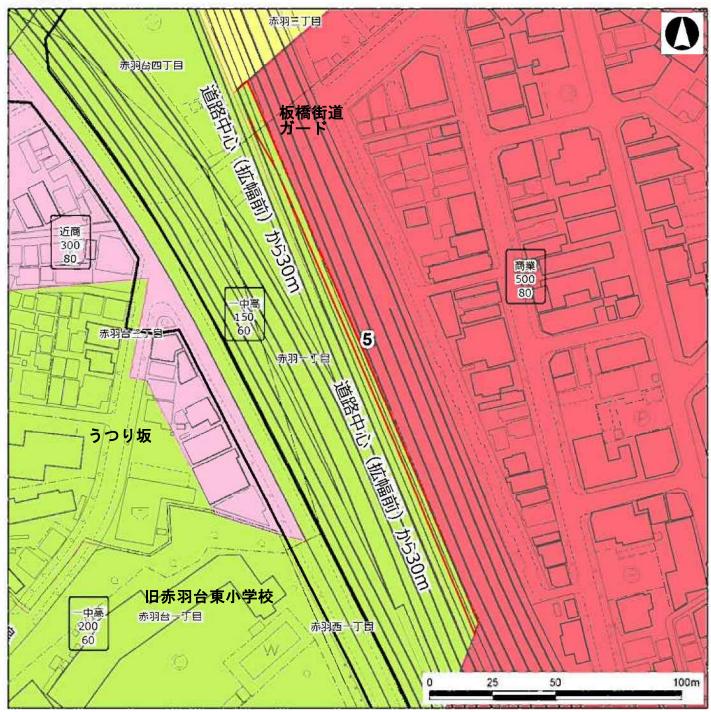
商業地域(商業)

準工業地域 (準工)

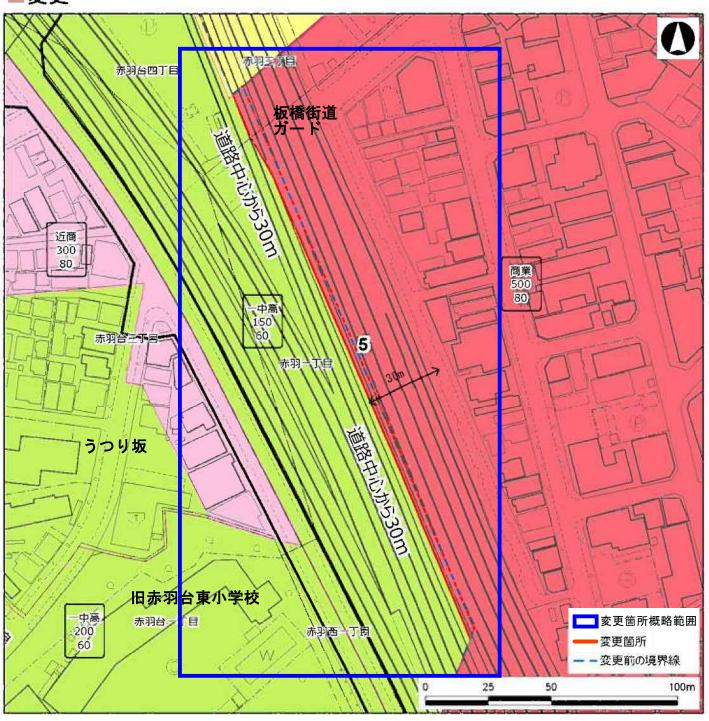
工業地域(工業)

## ●No.5:赤羽一丁目 67、赤羽三丁目 14

## ■現行



## ■変更



						用途:	也 域 等	F				日影	規制	
No.	変更筃所			現行					変更			(規制時間/	測定面高さ)	変更理由
		用途	建蔽率	容積率	高度	防火	用途	建蔽率	容積率	高度	防火	現行	変更	
5	赤羽一丁目67、赤羽三丁目14	一中高	60	150	2高	準防火	商業	80	500	-	防火	3h/2h/4m	+	用途地域の境界の基準としていた地形地物(道路)の拡幅により形状が変更したため、道路 中心から30mを用途境界とする

;変更のある区分

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成 24 関公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を許ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2年 10 月 15 日

第二種低層住居專用地域(二低層)

第一旗中高層住層専用地域(一中高)

第二種中高層住尼専用地雄(二中高)

第一種住居地域(一住)

第二種住體地域(二住)

近隣商業地域 (近裔)

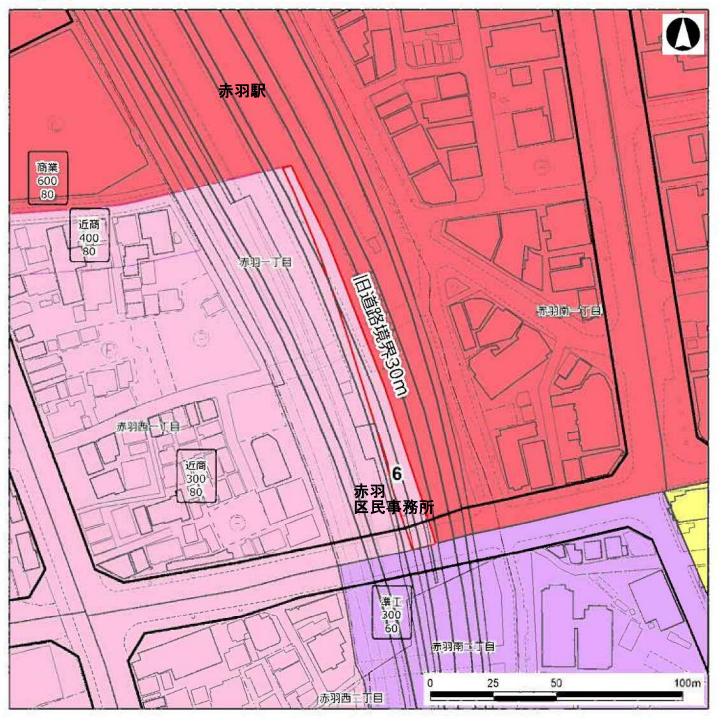
商業地域(商業)

準工業地域(準工)

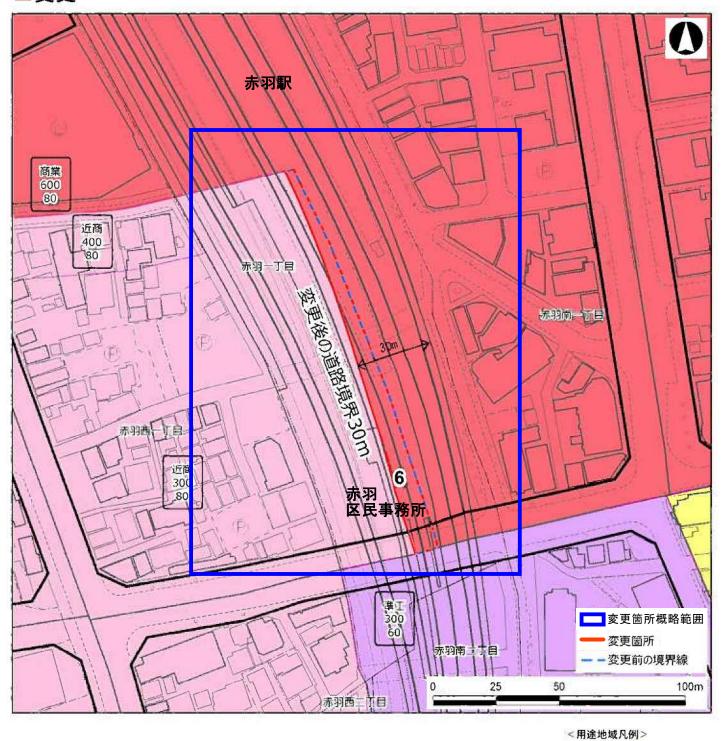
工築地域 (工業)

## ●No.6:赤羽一丁目1

## ■現行



## ■変更



						用途:	地 域 🥞	Ť				日影	規制	
No.	変更箇所			現行					変更			(規制時間/	測定面高さ)	変更理由
		用途	建散率	容積率	高度	防火	用途	建蔵率	吞積率	高度	防火	現行	変更	
6	赤羽一丁目1	近商	80	300	-	準防火	商業	80	600	=	防火	5h/3h/4m		用途地域の境界の基準としていた地形地物(道路)の拡幅により形状が変更したため、変更後の道路境界から30mを用途境界とする

:変更のある区分

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成 24 関 公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2年 10 月 15 日

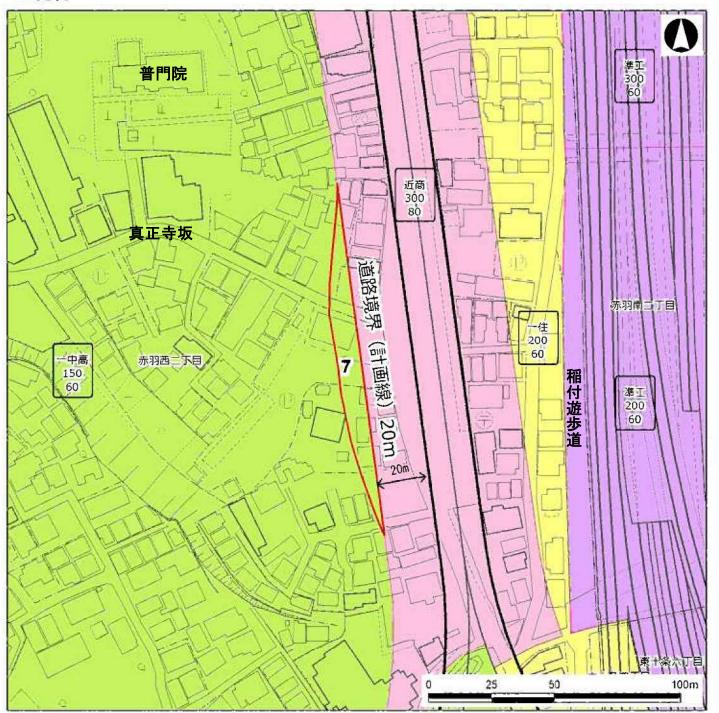
第二種低層住居専用地域(二低層) 第一種中高層住居専用地域(一中高) 第二種中高層住居専用地域(二中高)

|第一種住居地域(一住) |第二種住居地域(二住) |近樹裔泰地域(近裔)

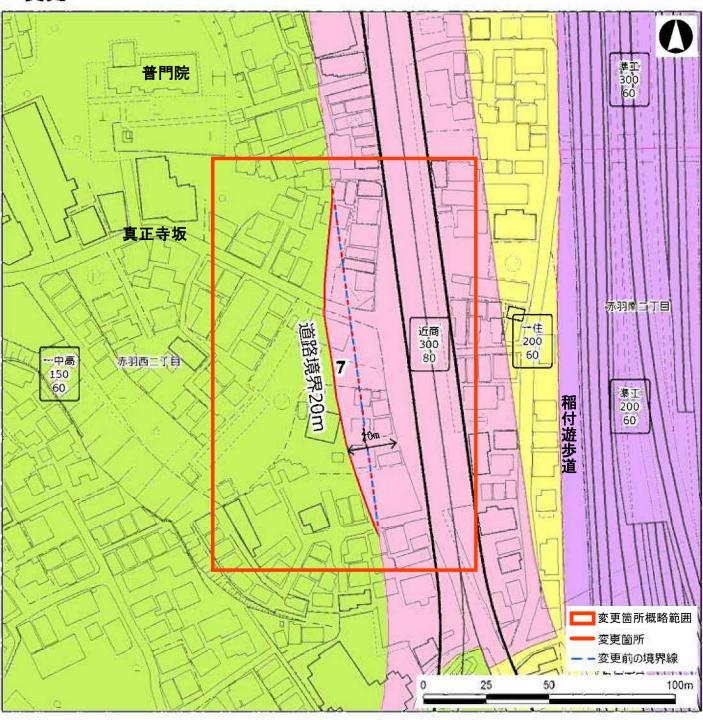
商業地域(商業) 準工業地域(準工) 工業地域(工業)

## ●No.7:赤羽西二丁目 18,19,20,21

## ■現行



## ■変更



						用途均	也 域 等	F				日影	規制	
No.	変更箇所			現行					変更			(規制時間/	測定面高さ)	変更理由
		用途	建蔽率	容積率	高度	防火	用途	建酸率	容積率	高度	防火	現行	変更	
7	赤羽西二丁目18,19,20,21	一中高	60	150	2高	準防火	近商	80	300	-	準防火	3h/2h/4m	5h/3h/4m	用途地域の境界の基準としていた都市計画道路が整備完了し、道路幅員が計画線より拡大して整備されたため、道路所以に合わせて基準を変更する

: 変更のある区分

この謝鯖成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成 24 関 公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の1 地形図を利用して作成したものである。無面複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2 年 10 月 15 日

第二種低層住居專用地域(二低層)

第一種中高層住居専用地域(一中高)

第二種中高層住屬專用地域(二中高)

第一種住居地域(一住)

第二種住居地域(二佳)

近躺离落地域(近裔)

商業地域(商業)

準工業地域 (準工)

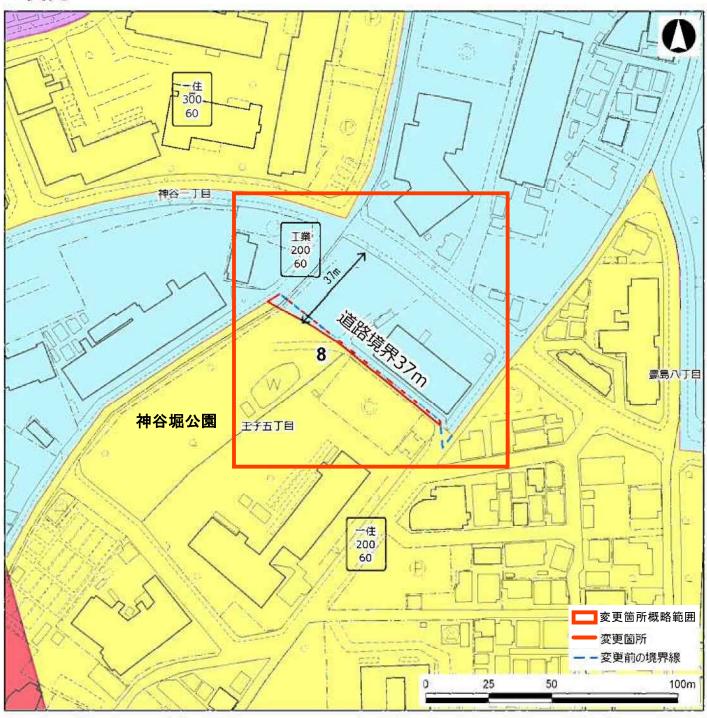
工業地域(工業)

# ●No.8:神谷一丁目1、王子五丁目21,28

## ■現行



## ■変更



						用途均	也域等					日影夫	現制	
No.	変更箇所			現行					変更			(規制時間/測	側定面高さ)	変更理由
		用途	建散率	容積率	高度	防火	用途	建被率	容積率	高度	防火	現行	変更	
8	神谷一丁目1、王子五丁目21,28	一住	60	200	2高	準防火	工業	60	200	<b>*</b>	準防火	4h/2.5h/4m	<b>(4)</b>	用途地域の境界の基準としていた敷地内の適路が廃止されたため、近傍となる道路境界から 37mを用途境界とする

: 変更のある区分

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成 24 関公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を許ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2年 10 月 15 日

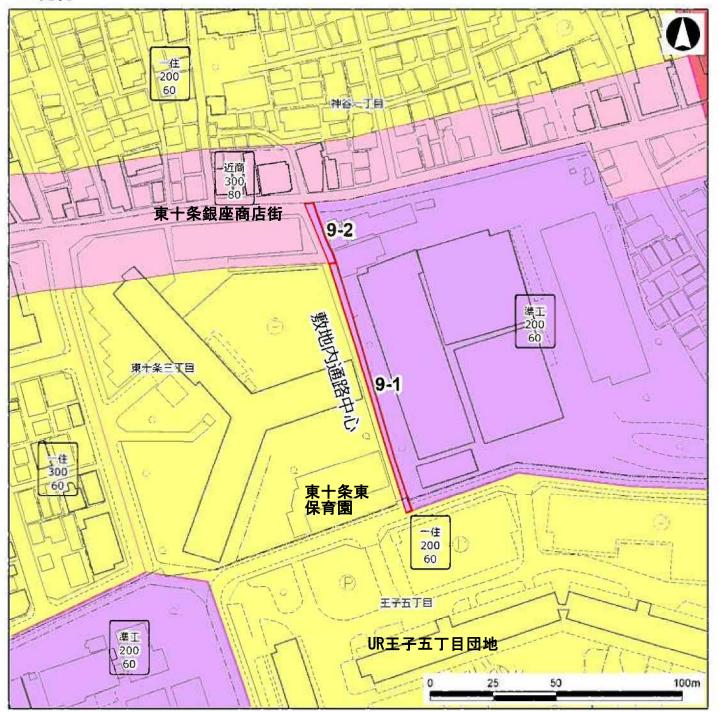
< 用途地域凡例> 第二種低層住居専用地域(二低層) 第一種中高層住居専用地域(一中高) 第二種中高層住居専用地域(二中高)

|第一種住居地域(一住) |第二種住居地域(二住) |近躺裔豪地域(近裔)

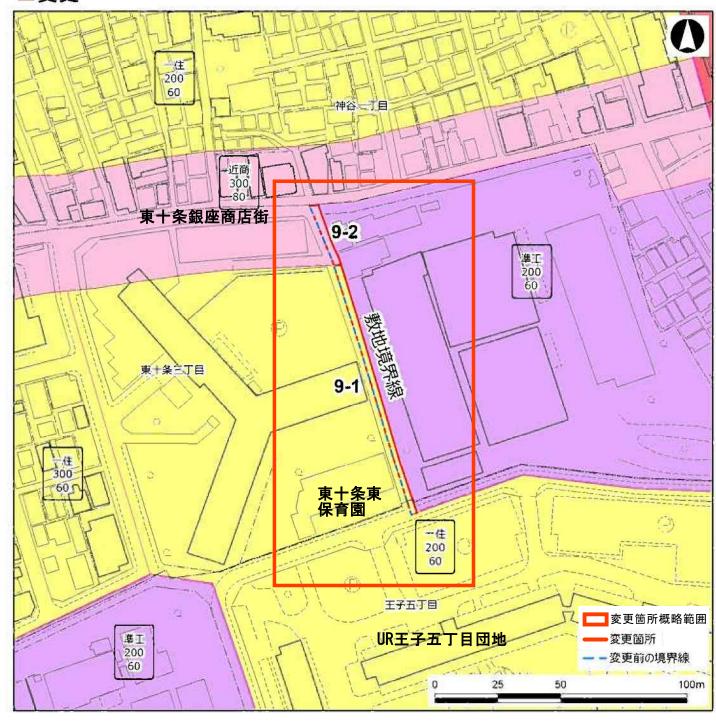
商業地域(商業) 学工業地域(學工) 工業地域(工薬)

## ●No.9:東十条三丁目 10、王子五丁目 2

## ■現行



## ■変更



						用途:	也 域 等	)				日影	規制	変更理由
No.	変更箇所			現行					変更			(規制時間/	測定面高さ)	
		用途	建蔽率	容積率	高度	防火	用途	建設率	容積率	高度	防火	現行	変更	
9-1	東十条三丁目10,王子五丁目2	準工	60	200	2高	準防火	一住	60	200	2高	準防火	4h/2.5h/4m		用途地域の境界の基準となる敷地内造路が不明確であるため、敷地境界線を基準に変更する
9-2	東十条三丁目10	準工	60	200	2高	準防火	近商	80	300	3高	準防火	4h/2.5h/4m		

: 変更のある区分

この測頻成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成 24 関公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交券第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、今和 2 年 10 月 15 日

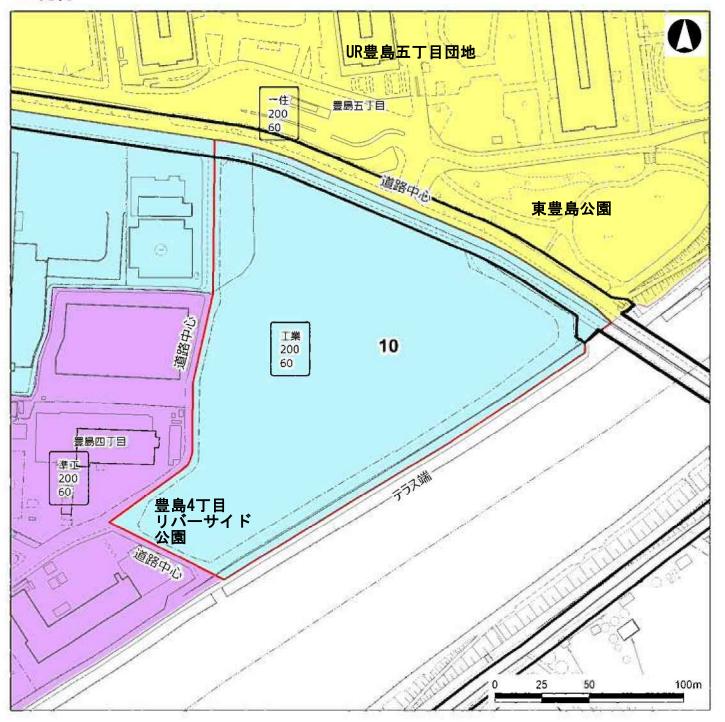
《用途地域凡例》 第二種低層住居専用地域(二低層) 第一種中高層住居専用地域(一中高) 第二種中高層住居専用地域(二中高)

第一種住居地域(一住) 第二種住居地域(二住) 近隣商業地域(近裔) 商業地域(商業)

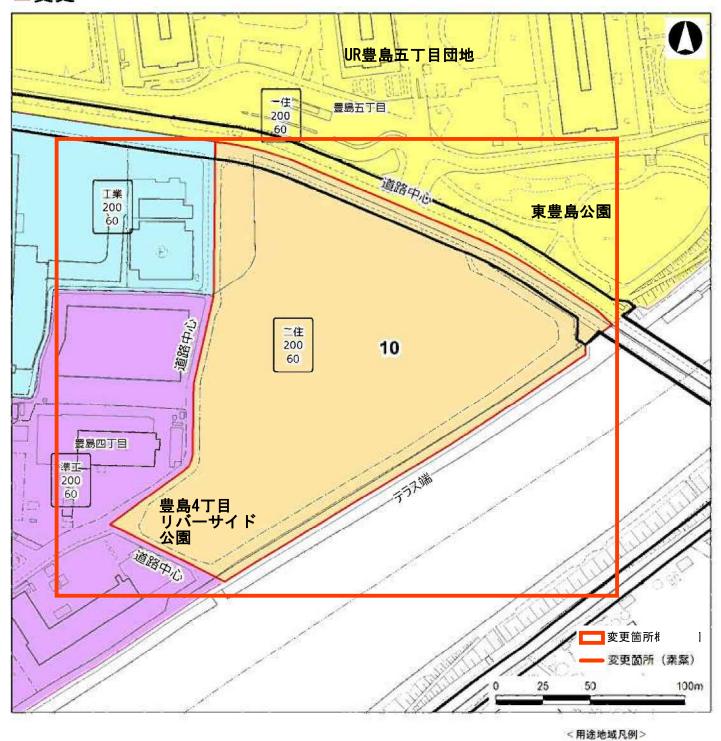
準工業地域(準工) 工業地域(工業)

## ●No.10:豊島四丁目 18、豊島五丁目 1

## ■現行



## ■変更



						用途:	也域等	Į.				日影規制		
No.	変更箇所	用途	建蔽率	現 行容積率	高度	防火	用途	建蔽率	変 更 容積率	高度	防火	(規制時間/ 現行	測定面高さ) 変更	変更理由
10	豊島四丁目18, 豊島五丁目1	工業	60	200	9	防火	二住	60	200	=	防火	-2-	2/	豊島四丁目地区地区計画(再開発促進区を定める地区計画)に基づき、土地利用転換が 完了したため変更する

:変更のある区分

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認書号)平成 24 製公第 269 号

この地図は、東京 鬱知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2 年 10 月 15 日

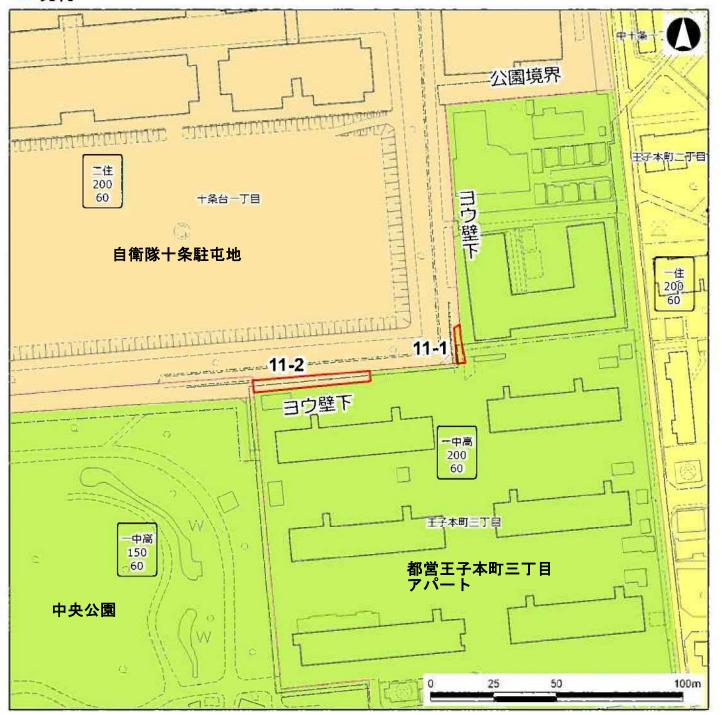
第二種低層住居專用地域(二低層) 第一種中高層住居專用地域(一中高) 第二種中高層住居專用地域(二中高)

第一種住居地域 (一住) 第二種住居地域 (二住)

商業地域(商業) 準工業地域(準工) 工業地域(工業)

## ●No.11:十条台一丁目 3,5

## ■現行



## ■変更



						用途均	也 域 等				日影	規制		
No.	変更箇所	現行							変更			(規制時間/	測定面高さ)	交更理由
		用途	建蔽率	容積率	高度	防火	用途	建蔽率	容積率	高度	防火	現行	変更	
11-1	十条台一丁目3(公園内)	一中高	60	200	2高	進防火	二住	60	200	2高	準防火	3h/2h/4m	4h/2.5h/4m	用途地域の境界の基準としていた地形地物(ヨウ壁)の位置や形状が変更したため、公園境
11-2	条台一丁目5(公園内)	二住	60	200	2高	準防火	一中高	60	200	2高	準防火	4h/2.5h/4m	3h/2h/4m	界を用途境界とする

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成 24 関公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都結尺 2.500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2 年 10 月 15 日

二種低層住居專用地域(二低層)

一種中高層往層専用地域(一中高)

二種中高層住尼専用地域(二中高)

- 種住居地域 (一住)

二種住體地域(二住)

資商業地域(近裔)

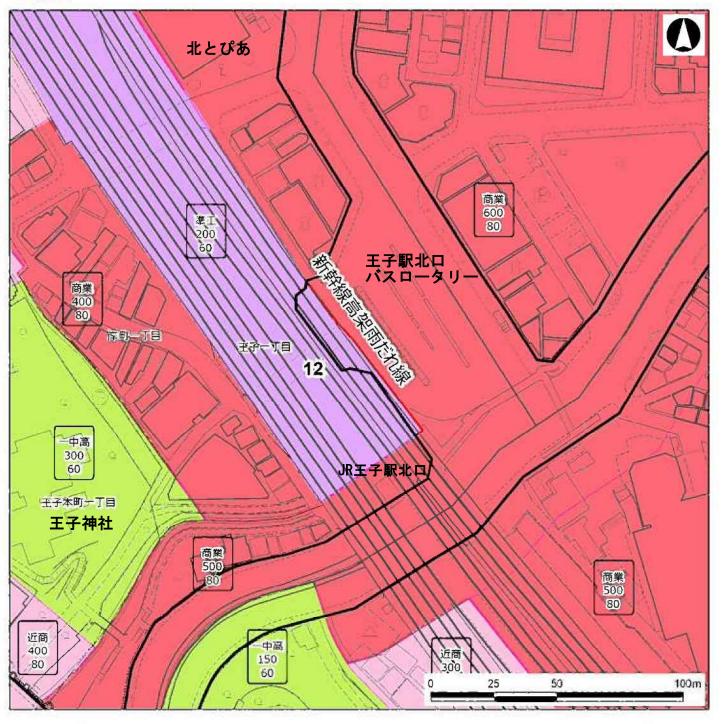
英地坡 (商業)

L 業地域 (準工)

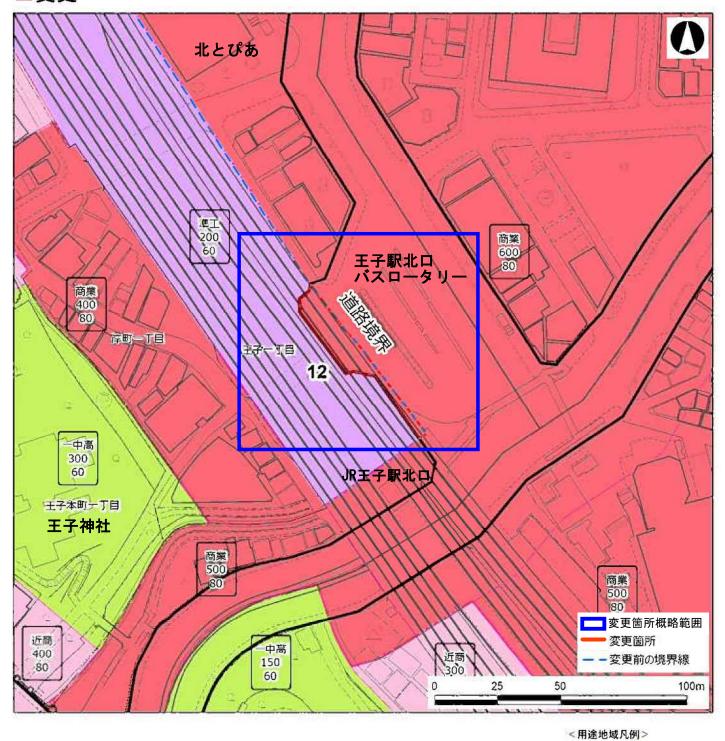
工築地域 (工業)

## ●No.12: 王子一丁目 10

## ■現行



## ■変更



						用途:	也域等	)				日影規	現制	
No.	変更筃所			現行					変更			(規制時間/測	側定面高さ)	変更理由
		用途	建酸率	容積率	高度	防火	用途	建融率	容積率	高度	防火	現行	変更	
12	王子一丁目10	進工	60	200	20	進防火	商業	80	600	-	防火	4h/2.5h/4m	:=0	用途地域の境界の基準としていた地形地物(雨たれ線)が不明確のため、道路境界に変更する

: 変更のある区分

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認書号)平成 24 関 公第 269 号

この地図は、東京 鬱知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2 年 10 月 15 日

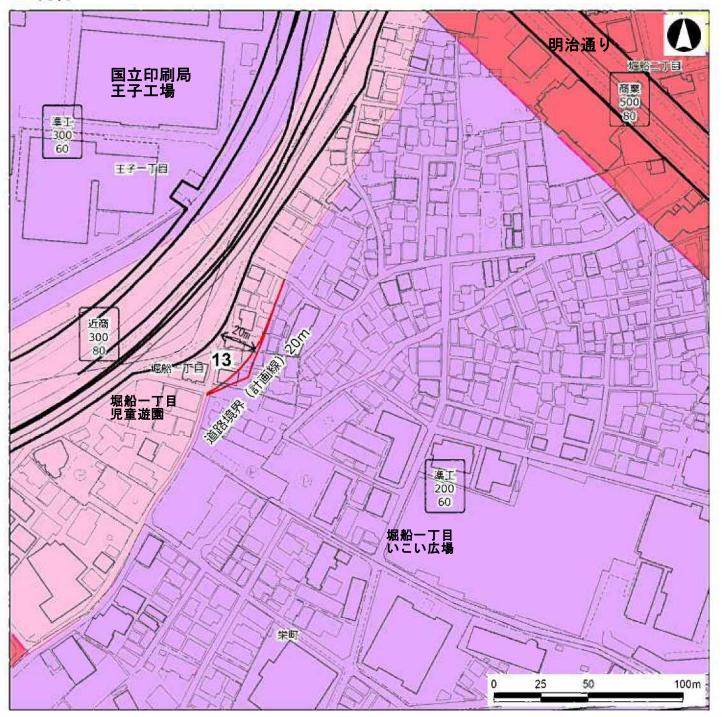
第二種低層住居專用地域(二低層) 第一種中高層住居專用地域(一中高) 第二種中高層住居專用地域(二中高)

|第一種住居地域(一住) |第二種住居地域(二住) |近樹裔奏地域(近裔)

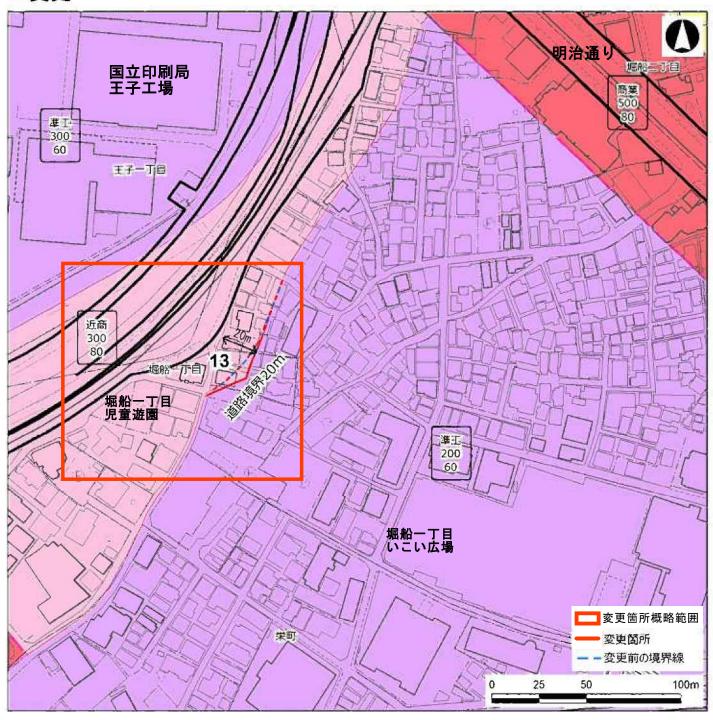
商業地域(商業) 準工業地域(準工) 工業地域(工業)

## ●No.13:堀船一丁目 6,7

## ■現行



## ■変更



No.	変更箇所		用途地域等											
		現行							変更			(規制時間/	測定面高さ)	変更理由
		用途	建蔽率	容積率	高度	防火	用途	建藏率	容積率	高度	防火	現行	変更	
13	堰船一丁目6,7	準工	60	200	2高	準防火	近商	80	300	3高	準防火	4h/2.5h/4m	4h/2.5h/4m	用途地域の境界の基準としていた都市計画道路が整備完了し、道路幅員が計画線より拡大して整備されたため、道路形域に合わせて基準を変更する

:変更のある区分

< 用途地域凡例 > 第二種低層住居専用地域(二低層)第一種中高層住居専用地域(一中高)第二種中高層住居専用地域(一中高)

第一種住居地域(一住) 第二種住居地域(二住) 1近續商業地域(近裔)

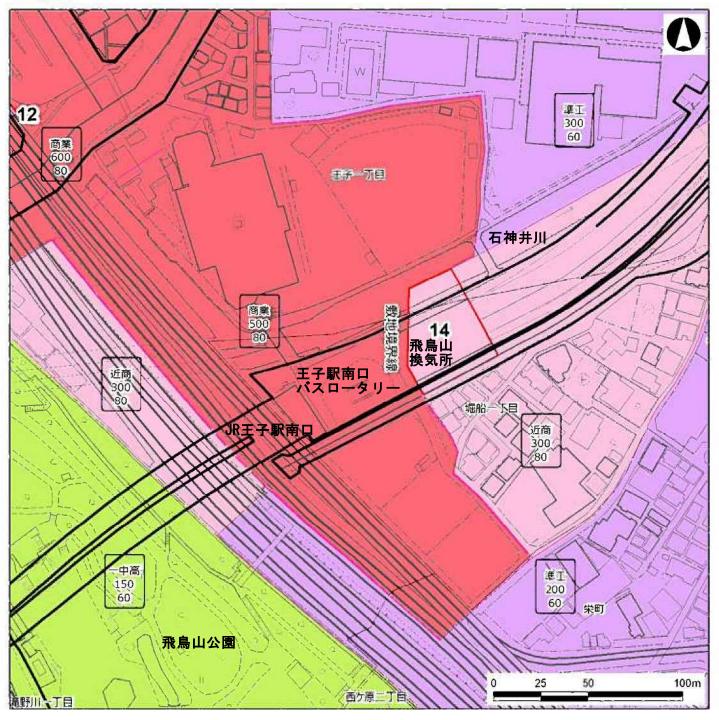
商業地域(商業) 準工業地域(準工) 工業地域(工業)

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認書号)平成 24 製 公第 269 号

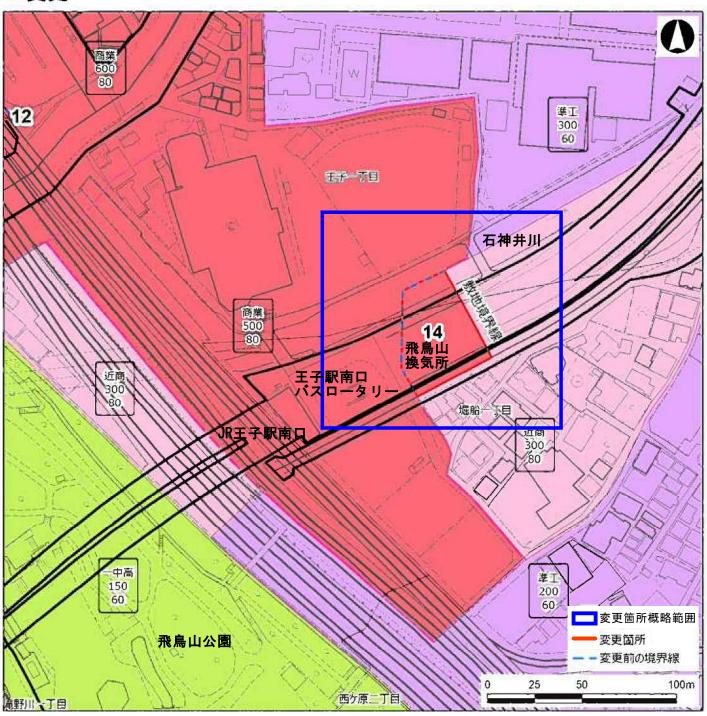
この地図は、東京 鬱知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2 年 10 月 15 日

## ●No.14:堀船一丁目 2

### ■現行



## ■変更



						用途均	也 域 等	ļ.				日影規	見制	
No.	変更箇所					変更			(規制時間/測	定面高さ)	変更理由			
		用途	建融率	容積率	高度	防火	用途	建酸率	各積率	高度	防火	現行	変更	
14	<del>煜船</del> 一丁目2	近商	80	300	3高	準防火	商業	80	500	-	防火	4h/2.5h/4m		用途地域の境界の基準としていた敷地境界線の位置が換気所模の建設に合わせ変更したため、近隣の敷地境界に変更する

: 変更のある区分

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成 24 関公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都結尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交署第 129 号 (承認番号) 2 都市基省都第 208 号、令和 2 年 10 月 15 日

第二種住居地域(二佳)

<用途地域凡例> 第二種低層住居專用地域(二低層) 第一種中高層住居専用地域(一中高) 第二種中高層住屬專用地域(二中高)

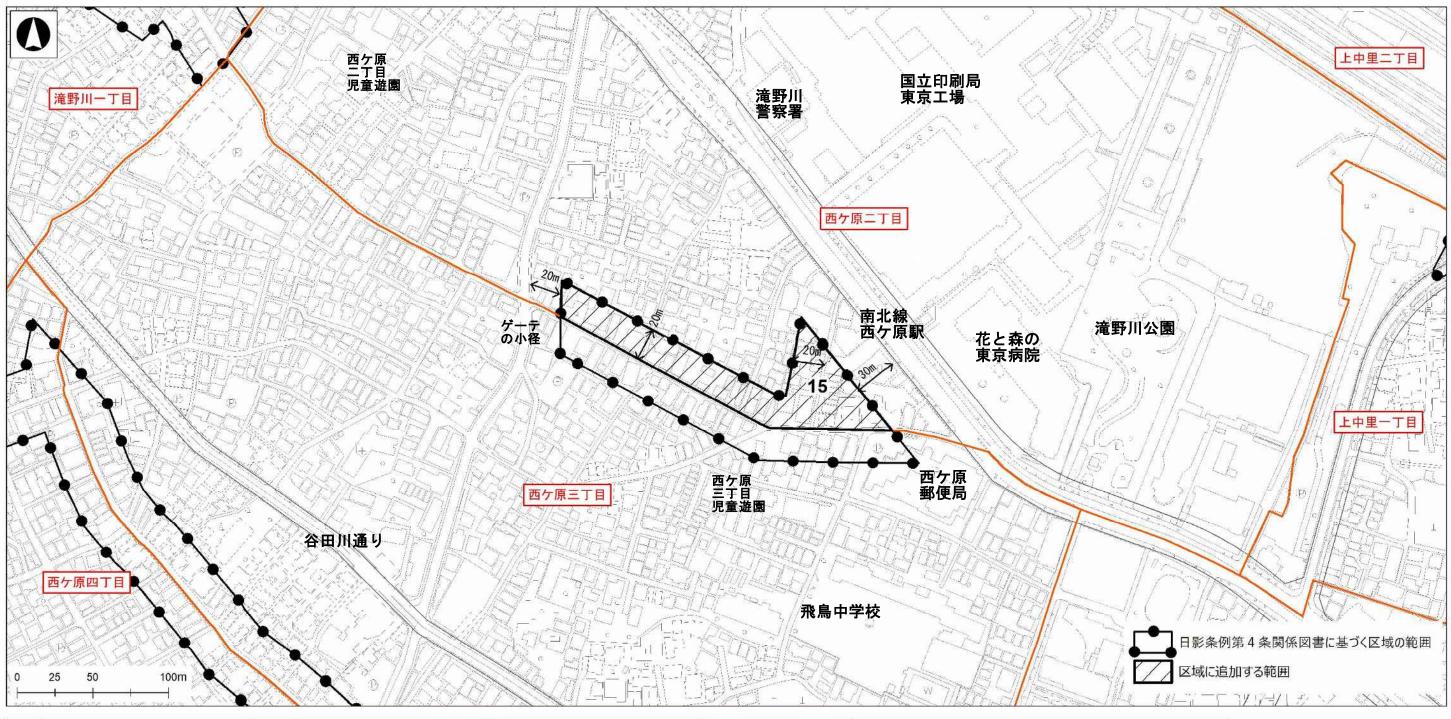
近胸商棄地域 (近裔) 商業地域(商業)

學工業地域(學工)

工業地域 (工業)

# ●No.15:西ケ原二丁目 36,37,42,43,44,45,46

### ■変更



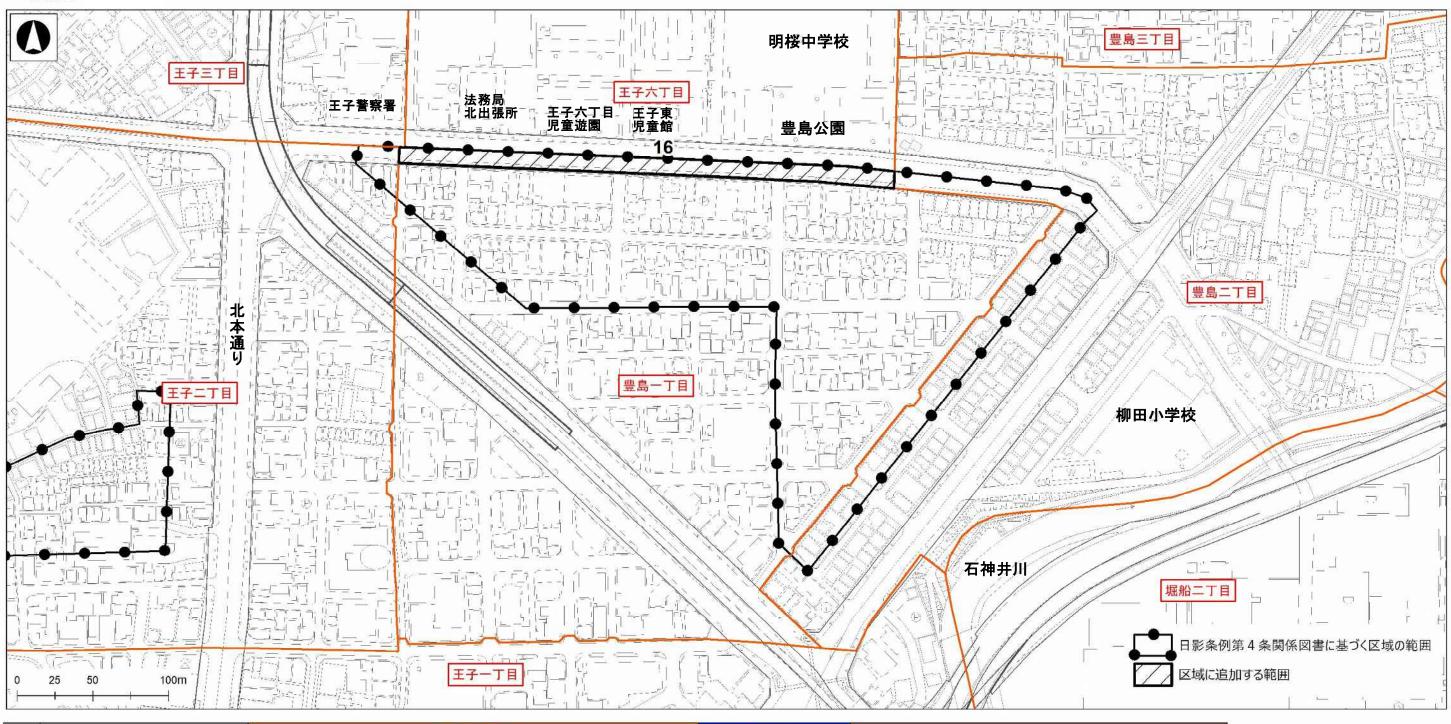
						用途:	也 域 等					日影	規制	
No.	変更箇所			現行					変更			(規制時間/	測定面高さ)	変更理由
		用途	建蔽率	容積率	高度	防火	用途	建蔽率	容積率	高度	防火	現行	変更	
15	西ケ原二丁目36,37,42,43,44,45,46	近商	80	300	3高	準防火	近商	80	300	3高	準防火	5h/3h/4m	4h/2.5h/4m	当該地及び近隣の都市計画や規制と整合を図るため、日影の規制を変更する。

<sup>※「</sup>東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」 (日影条例)の変更はありますが、現在周知している制限の内容に変更はありません。

:変更のある区分

# ●No.16:王子六丁目 2,3

## ■変更



						用途均	也 域 等					日影	規制	
No.	変更箇所			現行					変更			(規制時間/	測定面高さ)	変更理由
		用途	建蔽率	容積率	高度	防火	用途	建蔽率	容積率	高度	防火	現行	変更	
16	王子六丁目2,3(道路内)	近商	80	300	(=)	準防火	近商	80	300	Į.	準防火		5h/3h/4m	当該地及び近隣の都市計画や規制と整合を図るため、日影の規制を変更する。

<sup>※「</sup>東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」 (日影条例)の変更はありますが、現在周知している制限の内容に変更はありません。

:変更のある区分